

[論 説]

民主体制定着期の韓国における政治と市民社会(2)

Politics and Civil Society in the Consolidation of
Democracy in South Korea (2)

清 水 敏 行

第3章 政治と市民運動の融合局面

第2節 共同事業

1987年の民主化以降、政治と市民運動の相互関係がどのように変化してきたのかを明らかにすることが本稿の目的であり、本章では融合的な関係を取り扱うこととして、第1節では市民運動の指導者層が政府内組織にどのように抱き込まれてきたのかを明らかにしたところである。本節では、融合のもう一つの面である政治と市民運動の共同事業(partnership)について考察することにした。共同事業は、改革や民主化といった共通の理念を実現するために、政治的に重要な状況、とりわけ選挙に至る状況の中で形成される政府・政党と市民団体との協力的な関係を指すものである。時期的には金大中政権期が主たる考察対象となる。それ以前の金泳三政権期に比べて、市民運動指導者層の政府内組織等への抱き込みが一層拡大するとともに、政府との共同事業もまた見られるようになったからであり、加えて、この時期を考察することは、現在の盧武鉉政権の政治を理解する上でも必要になるからである。

本節の構成は次のようになる。第一に、盧武鉉政権のもとで政府と市民運動の相互関係が金大中政権期のそれと比べ、どのように変化してき

ているのか現状について論じる。第二に、政府と市民運動と相互作用において市民社会側の担い手がどのような団体であるのかについて量的、質的な考察を行う。第三に、金大中政権下での第二の建国運動、落選運動を主たる対象として取り上げ、それらを共同事業として位置づけることについて検討する。本号では上記の二つの点まで取り上げ、最後の点は次号で取り扱うことにする。

1. 共同事業とその揺らぎ

(1) 「改革の同伴者」と「批判的支持」

金大中政権のときになるが、政府と市民運動の関係設定について、どのような捉え方があったのか。ここでは三つの立場を取り上げてみることにする。

最初の一つが参与連帯の事務処長の朴元淳である。参与連帯は1994年9月に結成された市民団体であり、1989年結成の経実連と並ぶ総合的市民運動の代表的な存在である。朴元淳は1956年生まれであり、学生時代には民主化運動で投獄された経験もある弁護士である。市民運動に関連する彼の経歴は、次のようなものである⁽¹⁾。1989年のハンギョレ新聞論説委員を経て(1999年にはハンギョレ新聞社の理事に就任)、韓国挺身隊対策協議会の諮問委員となり、1994年の参与連帯の創立に参加し初代事務処長に就任し、2000年には2000総選市民連帯の常任共同執行委員長となっている。総選市民連帯は2000年の落選運動を担った団体であり、その中心にいる朴元淳は落選運動の象徴的な指導者であった。

1998年9月に新聞紙上の座談会で朴元淳事務処長は、発足後半年ほど経たぬ金大中政権が推進している第二の建国運動について、次のように述べている⁽²⁾。

① 第二の建国運動には「政治的意図が敷かれているのではないか」という疑惑がある。具体的方法が提示されていないためだ。市民社会運動に関する総合的な理解と設計がないのではないかという疑問も浮かぶ。そうでなくては市民社会団体を政府がネットワーク化するなどという

発想が出てくるわけがない。市民社会団体の中で改革と関連のない官辺団体もあるが、公益的な団体の大部分は政府が要求しなくても改革の同伴者として考えている。無理に引き込もうとすれば、国民の誤解を買うような副作用も生じるようになる。」(傍点、筆者。以下同様)

② 「政府が市民社会団体を一列に並べようとするならば、市民団体は道徳性が損なわれ、市民団体は直ちに力を失うことになる。こうした意味で、[補助金給付を行う。筆者注、以下同様]民間団体支援法も反対だ。本意ではなくとも統制手段になりうるからだ。宗教団体のように後援費に対する税金減免や郵便減免をすとか……間接的な支援制度がずっと必要だ。」

③ 「市民社会団体が政府を批判する時、それは政府を助けることであって、改革抵抗勢力を牽制することなのだ。これこそが政府と市民団体の正しい役割分担であると考え。」

上記の三つの引用の内、①は第二の建国運動が政府の法的・財政的庇護を受け「官辺団体」と呼ばれるセマウル運動中央協議会などを含む国民運動方式で進められることへの批判を表明した部分である。この中で「改革の同伴者」という言葉が使われている点に注意したい。「公益的な団体の大部分」が何を指すものなのか曖昧であるが、差し当たり参与連帯自身と参与連帯と連携する市民団体のことと理解して差し支えない。参与連帯を始めとする少なからずの市民団体は、金大中政権が推し進める、あるいは推し進めなくてはならない「改革」を共に取り組む「同伴者」であると認識しているという内容の言葉である。

「改革の同伴者」であるとした上で、①②③のいずれも政府と市民運動がどのような関係を設定するのが望ましいか述べたものである。①では政府が無理をして引っ張り込もうとせずとも市民運動団体は金大中政権の「改革」を支持している「同伴者」であると述べ、政府の強引き、無神経さを批判している。②では政府が無理をすれば、その害が市民運動に及ぶことが懸念されている。第二の建国運動と絡みながら進行している政府の市民団体への財政支援策について、朴元淳は市民団体の「道徳

性」を損ない国民の支持を失わせるものとして批判的である。③では政府と市民運動団体がべったりと結びつくことではなく「政府を批判する時、それは政府を助けること」になると述べ「政府と市民団体の正しい役割分担」の在り方を示している。つまり政府を批判しても改革を促すための衷心からの直言であって、改革姿勢の不足に対する批判は直ちに抵抗勢力、あるいは保守勢力に対する牽制と批判になるということが述べられている。

このような朴元淳事務処長(当時)の「改革の同伴者」論に対する、異なる視線を二つ紹介することにする。一つは新聞のハンギョレであり、もう一つは孫浩哲(ソン・ホチョル。ソウル大学校教授)である。

会社の設立資金を市民運動的に集め立ち上げられたのがハンギョレ新聞社である。1988年5月に「民族・民主・民生」を理念として創刊号が発行されている。民主化運動の流れの中で生まれた新聞であるだけに、既成の大手新聞社である朝鮮日報、東亜日報、中央日報とは紙面上の主張に大きな違いがある。この違いは、ハンギョレの「進歩」に対する「朝中東」(上記三社の社名を合わせてこのように呼ぶ。この呼称は批判する側が一括して保守言論を非難するときに用いる言葉である)の「保守」の対立であるともされている。ここでは1998年8月20日付のハンギョレ掲載の社説を取り上げる⁽³⁾。

「社説 改革推進と市民団体」

「金大中大統領は光復節記念辞で『第二の建国宣言』を通じ総体的改革を固く誓い、それを推進してゆく組織として党次元の改革推進委員会と大統領直属で改革政策を総括・企画する『第二建国推進委員会』、そして民間の意識改革運動を主導する『第二建国国民運動ネットワーク』設置の構想を明らかにした。政府と政治圏、市民社会団体を網羅し改革を望むすべての勢力が力を合わせて汎国民運動を展開してゆこうという趣旨であった。特に関心を集めた『国民運動ネットワーク』構想は、セマウル運動協議会と市民社会団体、職能団体など様々な団体が積極的に参加するようにし改革の当為性を広く伝えてゆくというものである。ところ

で現実的に最も重要な軸を担当しなければならない主要な市民団体が、これに反対してきており混乱が生じている。特に参与連帯、経実連、環境運動連合など、それまで政府に改革を強力に求めてきた諸団体が反対の先頭に立っており、多くの人々が混乱を感じているようだ。彼らの反対の根拠は、官辺団体是非を呼び起こし運動の自発性を損なうということにある。事前に十分な論議もなかった上に、たとえ体質改善をしたとは言いが、官辺団体の代表格であったセマウル運動協議会と同列におかれることは忌まわしいことである。過去のように『動員型』国民意識改革運動が時代の流れに合わないという判断もあるものと伝えられている。

変化を拒否する既得権益層の抵抗がはなはだしく計画が遅々として進まないでいるという批判を受けたことから、改革の同伴者として力をもにしなければならない市民団体と政府の不調和・不協和は多方面で改革の力を削ぎ落としている。一緒になって推し進めても不足なところがあるのに、さらに戦列が散ってはならない。政府がどれほど苦しい思いをして、このような方法を構想するようになるのかという思いもあるが、市民団体の正体性〔正体性とはアイデンティティのこと〕を毀損する方法では難しい。市民団体の自発的な協調を得るのも難しい上に、国民的説得力を失い所期の成果を得るのも大変である。このような状況を冷静に認識し、政府と市民団体は改革運動の方向と推進方法に対して深みのある討議を行うことを望む。積もった誤解の素地をなくす努力が必要だ。改革の成功を得ようとすれば、政府が徹底した計画を自らもち果敢に推進し、市民団体は改革の同伴者位相を確実に守りながら、改革に力を合わせなければならないだろう。また政府は改革の援軍となる健全な市民団体が独立的に活発に活動することができるように後ろから実質的に支援しなければならない。外国のように会費納付者に税制上の恵沢を与えとかする様々な案があるだろう。」

この社説は、金大中政権が進めようとしている第二の建国運動の趣旨・目的を支持した上で、運動の方法に問題があり市民運動団体を当惑

させているから、政府と市民運動団体の両者の間で誤解を解き、どうすれば両者が協力し合えるのか話し合いなさいという内容のものである。社説は政府と市民団体の間にあって、両者の関係が「改革の同伴者」となる関係を適切に維持することを求める立場をとっている。改革を拒む勢力によって政府が改革に取り組めない状況だからこそ、市民運動は政府を支援すべきというニュアンスもまた読み取ることができる。政府が方法を是正すれば、市民運動は政府に協力すべきという主張である。

さきほどの朴元淳事務処長との比較で言えば、ハンギョレはもっと金大中政権に接近している。朴元淳が市民運動は金大中政権の「改革の同伴者」であるとしながらも、市民運動の自律性にこだわる立場に対して、ハンギョレは市民運動の主張には理解を示しながらも、第二の建国運動への市民運動団体の参加を「改革の援軍」として望んでいるからである。

ハンギョレには「金大中与党紙」との批判がある⁽⁴⁾。新聞が社論として政治的な意見を持ち表明することは非難されるようなことではない。むしろ着目すべき点は、ハンギョレ新聞社の幹部が政治性の強い市民運動と深いかわりがあるとともに、政府内組織への抱き込みとも無関係ではないことである。すでに取り上げた朴元淳・参与連帯事務処長は1989年のハンギョレの論説委員を経て、99年に同社の社外理事に就任するとともに、金大中政権下の98年8月には監査院の不正防止対策委員会委員という政府内組織の役職についている。このような経歴は、ハンギョレ新聞社の創設若しくは経営に深くかかわった成裕普（ハンギョレ初代編集局長、同社理事）と金重培（ハンギョレ編集委員長、同社社長）の二人にも見出せる⁽⁵⁾。成裕普は比較的穏健に新聞社の経営改革に取り組む言論改革市民連帯（共同代表）や落選運動の2000総選市民連帯（常任共同代表）に参加するとともに、政府による抱き込みとしては民族和解協力汎国民協議会代弁人、放送委員会審議委員に就任している。もう一人の金重培もまた言論改革市民連帯（常任代表）、参与連帯（1999年～2001年共同代表）、2000総選連帯（常任共同代表）に参加する一方、2001年から03年の盧武鉉政権誕生まで準公営放送のMBC（文化放送。大手テ

レビ局) の社長である。

朴元淳事務処長とハンギョレ社説の第二の建国運動に対する態度が同じものとは言えないことを論じた。しかし朴元淳事務処長とハンギョレ新聞社幹部の経歴と活動における類似性、さらには三者が同時期に同じ市民団体(2000 総選市民連帯のこと)を率いていたことを考慮するならば、金大中政権に対する違いは「改革の同伴者」という同じ陣営内部における各々の立場に応じた、わずかな違い程度に過ぎないと理解するのが妥当であろう。

三つ目に取り上げるのは孫浩哲であり、彼はこれまで左翼的な階級論の立場から市民運動を論じてきた⁽⁶⁾。資本主義的な階級対立、すなわち資本家と労働者の対立を最も重要な対立としてとらえており、それは国家と民衆(その中核は労働者階級)の対立となって現れるために支持すべきは民衆運動であり、保守化した中間層を基盤とする市民運動などは信じるに足りないとする。保守化した市民運動は国家保安法による自由権の抑圧にさえ沈黙することを批判し、民衆運動と提携できる市民運動は、労働者に対する国家の弾圧に沈黙しない民衆的な市民運動であるとす

る。

このような議論を展開してきた孫浩哲が金大中政権と市民運動の関係をどのように見ているのか。2002 年の社会フォーラムでの発表では、金大中政権の経済政策を新自由主義とした上で、民衆運動と市民運動のそれぞれについて「民衆運動——主敵を新自由主義と認識し反自由主義闘争」「市民運動——主敵を官治経済(朴正熙モデル)とみなし新自由主義政策を公開的支持、乃至は批判的支持」とし、「DJ[金大中のこと]の歴史的進歩性(87 年以前)による批判的支持の雰囲気」が民衆運動内にまであり、強力な反自由主義的戦線の形成に障害となっている」と論じている⁽⁷⁾。

金大中に対する「批判的支持の雰囲気」が、政策的に新自由主義で共通する市民運動内にとどまらず、新自由主義に敵対する民衆運動陣営内部にまで広がっていると論じている。その理由として、孫浩哲は 1987 年

の民主化以前や「歴史的」とわざわざ制限を付しながらも金大中がもっていた過去の「進歩性」のためであるとしている。

孫浩哲は、民衆運動陣営内に広がっている金大中大統領に対する「批判的支持」の雰囲気の問題視している。金大中政権と市民運動が「改革の同伴者」の関係にあるというのが朴元淳やハンギョレ新聞の考え方であるが、これに対して孫浩哲は、民衆運動陣営は一丸となって金大中政権の新自由主義政策に反対しなければならないのにもかかわらず、市民運動と変わるところなく政府を支持している面がある現状を批判的に見ている。民衆運動内の「批判的支持」は金大中への幻想のためであり、「改革の同伴者」を自認する市民運動は真の改革を妨げる新自由主義の同伴者に過ぎないということになる。

孫浩哲の議論で注目される点は、金大中に対する「批判的支持」が「改革の同伴者」を自認する市民団体にとどまらず民衆運動陣営内でも見出せることである。それに加え「批判的支持」派が拠るところの金大中の「進歩性」に対して批判的に見る視角もまたあるということである。

孫浩哲が使っている「批判的支持」という言葉は彼独自のものではない。金大中に対する「批判的支持」という言葉が使われ始めるのは1987年12月の大統領選挙をめぐる論争の中においてである。1987年の大統領選挙の際に、民主化運動を前線で担ってきた在野運動圏は民主候補単一化（事実上、金泳三支持と重なる）なのか金大中支持なのか、それとも在野運動圏独自候補擁立なのかという対立を深め分裂した。その中で、金大中の大統領選挙立候補を支持した人々はその支持を「批判的支持」と説明し、彼らは「批判的支持派」と呼ばれた。

大統領選挙当時の声明文等に、在野団体及び関係者が金大中を支持する自らの立場について「批判的支持」という言葉を用いて説明する文書を見出せなかったことを断わった上で、声明文等の中で金大中に対する支持がどのように語られているのか見ることにはしたい。政策的判断と同志的な一体感の感情が交錯し絡まりあって、金大中に対する支持や期待が強まり、当時の在野運動圏にとどまらず、その後の市民運動や民衆運

動の一部に引き継がれることになる事情について理解できよう。

民主化運動を担ってきた在野運動圏の中核的組織の一つである民主統一民衆運動連合（略称は民統連）と民主化運動の闘士である金權泰（当時は民主化運動青年連合議長。金大中のもとで国会議員を経て2004年6月からは盧武鉉政権の保健福祉部長官）を取り上げる。

民統連は1987年10月12日の中央委員会の決議を翌日の声明文で明らかにしている。「民統連は金大中顧問が民主化のための構想、軍事独裁終息の決意、民生問題解決策、平和的民族統一の政策、5月光州抗争の継承とその傷口の治癒策などにおいて相対的に積極的な姿勢を見せているという判断を根拠に、金顧問を汎国民的候補に推薦するのが現段階で選ぶうえ望ましい方策であるということに合意した。」「民統連は、金大中顧問が自主的民主化と民族統一に関する民衆の念願を完璧に実現できるとか民統連の綱領を全的に受容しているとかの判断よりは、彼の前進的姿勢と相対的進歩性、そして最近に確認された国民の支持を尺度にして金顧問を推薦することとなった。」⁽⁸⁾ 続いて、11月17日には、先の決議を再確認し「これを積極実践することに決定した」と明らかにしている。そこでは「相対的進歩性が確認された金大中候補に対する支持活動を積極的に展開」することが記されている⁽⁹⁾。孫浩哲が民衆運動内にあるとした金大中に対する「批判的支持」の根拠としての進歩性は、ここでは「相対的進歩性」として語られている。文書の性格からか「批判」という言葉はなく「相対的」という言葉が使われており、批判よりは、むしろ「積極的」に支持する調子で決意表明がなされている。

同じ頃、慶州の獄中から金權泰は金大中支持の表明を行った。その中で金大中を支持する理由を四つあげている⁽¹⁰⁾。

第一に民主化は民主化運動によって争取されたことへの理解、第二に軍部ら支配勢力の反撃を粉砕できる用意周到さをもっていること、第三に民主革命を大衆の参加を通じて成し遂げようとしていること、そして第四に「金大中氏本人がこれまでの間、投獄などを通じ民衆の情緒と恨みを一緒に分かち合っており、良心囚〔政治犯のこと〕と手配者、及び

その家族の痛みを理解しているためである」としている。

「批判的支持」の支持理由については、民統連の文書では金大中の「相対的進歩性」という政策的な判断による面が前面に出されているが、金權泰の獄中メッセージでは金大中の指導力や闘争経歴の共感が理由とされ個人的な資質面が取り上げられている⁽¹¹⁾。

「批判的支持」という言葉は1987年の大統領選挙から広く使われるようになってきた。すでに見たように、朴元淳は、政府と市民運動団体がべったりと結びつくことではなく「政府を批判する時、それは政府を助けること」になると述べている。同じ金大中に対して言われていることであるが、選挙局面での使われ方とは意味を少し異にしている。選挙のときには、より進歩的な好ましい選択肢(左翼的な民衆運動候補)はあっても勝利不可能であり、結果として保守陣営に勝利をまわさないためにも、当選可能な次善の選択肢(金大中)を選ばなければならず、選んだ以上は積極的に支持・支援するというものである。選挙の局面での使われ方とは異なり、朴元淳事務処長の言葉の意味は批判をすることによって、かえって金大中政権の改革が成功するという、批判を伴う支持あるいは成功のための苦言という日常語的な使用方法になっている。いずれの意味にしても、論者によって強弱の差はあろうが、金大中を支持するという点では同じである。

金大中政権期における政府と市民運動の関係について韓国の中で語られるときに、どのようなキーワードがあるのか探ってみた。それに該当するのは「改革の同伴者」と「批判的支持」という二つの言葉であり、その中でも「批判的支持」は1987年の大統領選挙にまで遡るものであることを説明した。

この二つの言葉には意味が曖昧なところがある。使う者によって意味が違ってくることもある。意味の違いや曖昧さを承知した上で、ここでは二つを類似した意味をもつ言葉として使用したい。「改革の同伴者」には、改革の理念を優先するのか、それとも金大中の同伴者であることを優先するのかという二者択一の選択肢が含まれている。同様に「批判

的支持」にも、金大中を批判するのか、それとも支持するのかという二者択一の選択肢が含まれている。そのように考えるのであれば、改革の理念を優先するために金大中を批判することも辞さない「改革と批判」、そして金大中の同伴者であることを優先し何があっても支持し続ける「同伴者と支持」という組み合わせに変換することができる。

これを図に示したのが図3である。一つの線分上の両極のうち左の極に「同伴者と支持」をおき、右の極に「改革と批判」をおく。この線分は、融合と競合を両極に置いた図2の線分とも重なるものである。「同伴と支持」「改革と批判」を両極とする線分上の中には、相反する二つの方向性を均衡させようとする中間的な領域があると考えられる。現実にある「批判的支持」「改革の同伴者」がすべてこの中間的な領域に位置するというのではない。この中間的領域は「批判的支持」や「改革の同伴者」という概念が本来あるべき位置という意味で規範的に設定した位置である。

実際にあった1987年の「批判的支持」は、金大中大統領候補の相対的進歩性にもかかわらず、また相対的進歩性ゆえに支持するものであり、選挙戦の中で敢えて金大中の物足りなさを批判しようとするものではなかった。むしろ当選させるために積極的に支持・応援するものであった。したがって「批判的支持」は、この線分上では中間的な領域ではなく融合内にあり、「同伴者と支持」の極のほうに位置していると言える。

また朴元淳事務処長の「改革の同伴者」論は、ハンギョレの社説の視点から見ると、右側の競合のほうに少し傾斜したものと見えるであろう。改革に逆行し市民団体に損害を及ぼす第二の建国運動を批判する姿勢を見せる限りでは、朴元淳の「改革の同伴者」論は線分上では中間的領域の中に入りうるものと理解できる。孫浩哲の議論から推測すればということであるが、左派にとっては、朴元淳にせよハンギョレにせよ、両者の「批判的支持」は同じものであり融合に入ることになる。だがここでは朴元淳とハンギョレには線分上で位置を異にするような違いがあると見る。

図3 政府と市民運動の相互作用を捉える枠組み (金大中政権以降)



(注) 図の中の「融合」「競合」は、前号の図2を参照のこと。

「批判的支持」「改革の同伴者」という政治と市民運動の関係について語る言葉は現実政治の中で使われる言葉である以上、多義的であり党派的な解釈が入りうる余地がある。だからと言って客観的な分析において、これらの言葉の使用が不適切であるというのではなく、むしろそれらの言葉を活かしながら、韓国における市民団体を政府との関係において客観的に位置づけることができるような枠組みを考えてみる必要があると考える。

次に、盧武鉉政権のもとで見られた2004年の落選運動を図の中に、どのように書き込むことができるのか、金大中政権のもとでの落選運動と比較することで検討してみることにしたい。

(2) 2004年の落選運動

盧武鉉政権が発足して1年ほどが経過した2004年4月15日に第17代国会議員選挙が実施された(韓国では国会議員選挙を総選挙の略語で「総選」とも呼んでいる)。この総選挙実施を前にして2000年4月の第16代国会議員選挙のときと同様に落選運動が実施された。同様に実施されたと言っても、前回とは異なる面が色々と見られた。2000年との大きな違いは、2004年4月の落選運動は、3月12日の国会による盧武鉉大統領に対する弾劾訴追案が可決されたことで起きた弾劾反対運動の大きな盛り上がりの中に飲み込まれたということである。落選運動と弾劾の関係については、落選運動の中での判断基準の一つとしての弾劾ではなく、

弾劾訴追案を可決した議員を落選させる運動としての落選運動になってしまった。落選運動は弾劾反対運動の一部になったということである。

2000年との違いに関連して、2004年の落選運動の特徴を挙げるならば、落選運動の多様化、落選対象の選定基準、そして落選運動をめぐる政治的対立が挙げられよう。以下、順次それらを説明することにする。

第一に運動組織の多様化である。2000年と違い2004年では運動が総選市民連帯に一本化され総選市民連帯が直ちに落選運動であるといった状況ではなくなった。落選運動というネガティブな運動方式では運動組織はいくつも増えており、さらに当選運動というポジティブな運動方式をとる市民運動団体まで現れるようになった。

具体的には、次のような動きが見られた⁽¹²⁾。環境運動連合や緑色連合など57団体からなる総選環境連帯が6名の不適格議員を発表し、韓国女性団体連合など300数団体からなる総選女性連帯は10名の落選対象を発表し、民主主義民族統一全国連合など300数団体からなるイラク派兵反対非常国民行動は、派兵同意案に賛成票を投じた129名の現役議員を含む131名(ハンナラ党78名、事実上の盧武鉉与党である開かれたウリ党24名、民主党11名、自民連8名、無所属10名)を落選運動の対象にすることを発表している。当選運動にも取り組んだのが2004総選ムルカリ国民連帯(ムルカリの本来の意味は水田の水の入れ替えのこと。以下、ムルカリ連帯と略す)である。支持候補者として54名(開かれたウリ党36名、民主労働党12名、金大中与党であった民主党3名、保守野党のハンナラ党2名)、落選候補者として135名(弾劾訴追案に賛成した議員全員)を発表している。

2000年総選挙のときには総選市民連帯のもとに参与連帯、環境運動連合、韓国女性団体連合、緑色連合などは一致団結し、総選市民連帯の中核的な構成団体となった。2004年総選挙では韓国女性団体連合は地方組織のみ参加を認め全国組織は参加していない。その代わり、総選女性連帯を結成した。環境運動連合も緑色連合も、総選市民連帯とは別途、環境問題を中心にした総選環境連帯を結成した。落選運動にせよ当選運動

にせ、総選市民連帯が中心的な役割を担いながらも緩やかに運動が拡散し始めている様子が分かる。このような中で、ムルカリ連帯が当選運動対象にした候補が、イラク派兵反対非常国民行動では落選運動の対象にされているという混線も起きた⁽¹⁴⁾。

このように運動組織が多様化してきたことは、一面では運動が発展・拡散してきているようにも見えるが、他面では運動の求心力が失われ運動の影響力が弱まり始める過程のようにも見える。これを二者択一的に判断するのは難しい。ただ今の時点では、いずれの面もあるといえる状況でありながらも、2000年の落選運動で見たような市民運動の大きな影響力が弱まる方向に、また損なわれる方向に傾き始めたと言えよう⁽¹⁵⁾。これは運動がこのように多様化したことよりも、次の点とかわっている。

2000年の落選運動との違いの二点目であるが、落選対象の候補が所属する政党に大きな偏りが見られるようになったのが2004年の落選運動の特徴である。すでにムルカリ連帯やイラク派兵反対非常国民行動がどのような党派の候補者を落選・当選の対象にしているのか見た。いずれも保守野党のハンナラ党を主要対象にしている。弾劾訴追案に賛成した現役議員は、盧武鉉大統領の事実上の与党である開かれたウリ党（ウリとは私たちという意味。以下、ウリ党と略す）には1名もいない。したがって野党の候補者を集中的に落選対象とすることにならざるをえない。他方、イラク派兵反対非常国民行動は、国会のイラク派兵同意案に賛成票を投じたウリ党議員の候補者を対象にしている点で、野党を対象にした落選運動という批判は免れている。そうは言っても、ウリ党と他の政党の候補者数を比較するのであれば、やはり野党議員を集中的に対象にしていると言わざるをえない。

2000年総選挙との違いになるが、2004年総選挙は国会の政党構成が極めて変則的な状況でなされたという点に言及しておかなくてはならない。2000年総選挙直前の国会では金大中政権の与党である新千年民主党の議席は総議席299議席中、105議席（2000年1月現在）であった。そ

れと比べ 2004 年総選挙直前ではウリ党の議席は少なかった。総議席 269 議席中、47 議席にしか過ぎない。総選挙前の過去 4 年の間 (国会議員任期は 4 年間)、国会に在職した議員が立候補した場合を対象とするのが落選運動の選定方法の第一の基準である。政党の公約、候補者の公約を見て、新人の立候補者の一人一人を落選対象にするということはない。これが総選市民連帯の方法である⁽¹⁵⁾。イラク派兵反対非常国民行動も、国会のイラク派兵同意案に対する投票態度を選定基準にしているため、同じことが言える。つまり第 16 代の在籍議員 47 名の現状から出発し、新人候補を大量に立てざるをえなかったウリ党にとって、落選運動は基本的には他党の問題であった。ウリ党の立候補者中では、一時的に在職した前議員も含め第 16 代国会議員の経歴保有者は 39 名にとどまる⁽¹⁶⁾。

2004 年の場合、このような変則的な議席状況と落選運動の選定基準が絡み合うなかで落選運動が進んだのである。そこで、2004 年総選市民連帯の落選対象者の党派別人数の表 11 を見ることにする⁽¹⁷⁾。落選対象者数であるが、上述した事情がウリ党にあるとは言え 10 名に過ぎず、落選対象者総数である 216 名の 4.6%にとどまっている。この数値に該当するものを表 12 の 2000 年の落選運動に見出すならば⁽¹⁸⁾、2000 年は与党が新千年民主党であり、落選対象者数は 16 名で、落選対象者総数である 67 名の 23.9%になる。2000 年と比較するならば 2004 年は一段と与党の落選対象化が弱まったとすることができる。ハンナラ党の場合、2000 年と 2004 年と比べて党派別の比率ではほぼ同じ 45%前後であるが (2 回とも落選対象者数の半数近くは野党のハンナラ党なのである)、人数は 30 名から 100 名に大幅に増えている。2004 年総選挙でのハンナラ党の当選者数は 121 名 (比例代表含む) であるから、100 名の落選対象化がハンナラ党にとっては、いかに大規模なものか推測できよう。ハンナラ党と対照的なのがウリ党である。当選者数 152 名のウリ党にとって、10 名の落選対象化がいかに些少なものであるかがわかる。このような指摘は、各党ごとの立候補者数に対する落選対象者数の比率にいても当てはまる。それは表 11 の党派内の比率に示されている。要するに、ウリ党の 4.1%は

際立って低いのである。

このような数値的な結果は落選対象の選定基準によるものである。それを見る前に、2004年の総選市民連帯の落選対象者名簿発表のときの声明文を引用しておく⁽¹⁹⁾。

「大韓民国の政党は国民のために働く人々の集団ではなく数百億、数千億ウォンに達する不法資金を懐に入れる犯罪集団にほかならず、国会は政争と暴露が乱舞するだけの戦場であり、もはや民意を代弁する代議機関ではない。彼らの狂った権力欲はついに主権者である国民の意思に正面から逆らい、大統領弾劾という政治暴挙を敢行するに至った。民主主義の甲鐘を鳴らす、このような政治暴挙に国民は言う言葉を失った。」特に2004年総選市民連帯は3・12大統領弾劾に加担した政治家たちは例外なく落選対象者として選定した。民意に反し憲政秩序を紊乱させた彼らは、これ以上政治現場にはならないと判断した。国民の意思に正

表 11 2004年総選連帯の落選対象者の党派別人数

	開かれた ウリ党	ハンナラ 党	民主党	自民連	民労党	その他	無所属	合計
落選対象者数A	10	100	57	24	1	1	23	216
党派別の比率	4.6%	46.3%	26.4%	11.1%	0.5%	0.5%	10.6%	100.0%
当 選 者 数	152	121	9	4	10	1	2	299
候 補 者 数 B	243	218	182	123	123	62	224	1175
党派内の比率A/B	4.1%	45.9%	31.3%	19.5%	0.8%	1.6%	10.3%	18.4%

(注) 落選対象者の216名にはわずかだが8名の比例代表の候補者が含まれている。当選者数は比例代表も含めている。候補者数は地域内の候補者数である。そのため各党の立候補者中における落選対象者数の比率を示した党派内の比率は、地域内の立候補者数が比例代表の落選対象者も含めた総対象者数に占める比率となっており不正確である。但し、全党で比例代表の落選対象者数は8名なので、その不正確さは無視して差し支えない。

表 12 2000年総選連帯の落選対象者の党派別人数

	新千年民主党	ハンナラ党	自民連	無所属	合計
落選対象者数	16	30	16	5	67
党派別の比率	23.9%	44.8%	23.9%	7.5%	100.0%
総選直前議席数	105	133	53	8	299

面から挑戦して民主主義を蹂躪した彼らを政治現場から追放しなければならぬ。」

落選対象者の選定基準としては、2000年の落選運動は政治腐敗を重要問題として政治家の道徳性などを選定基準にしていた。2004年の落選運動も引用文に見られるように、このような面を重視した基準を想定していたが、3月12日の弾劾訴追案可決を境に選定基準は弾劾訴追案に対する投票態度を最優先するようになっていった。弾劾訴追案に賛成した国会議員が再び国会議員にならないようにするため、賛成票を投じた議員を全員落選対象にしたのである⁽²⁰⁾。

このよう成り行きの中で、2004総選市民連帯に対する批判はくすぶった。その原因は落選対象者があまりにも野党のハンナラ党と民主党に偏り過ぎているためであるが、それだけではなかった。イラク派兵反対の方針が参与連帯と総選連帯の間で一貫していなかったためであり、そのことが落選対象者からの与党のウリ党はずしになったと見る者たちがいたからである。イラク戦争への韓国軍派兵に市民団体として反対運動を続ける中、国会が派兵同意案を可決しようとしたとき、市民団体は賛成議員の落選運動を警告してきた。

例えば、2003年の3月から4月にかけての派兵同意案の可決に際して、参与連帯は「国会が民主的手続きを無視して派兵同意案を強硬処理する場合、国会議長を始めとして与野党指導部など、これに責任のある議員全員に厳重な責任を問うであろうし、来年の総選挙で落選運動も辞さないであろう」⁽²¹⁾と声明文を発表している。

盧武鉉政権のイラク派兵に対しては、市民団体が強く反対し、2003年9月には市民団体の連帯型組織であるイラク派兵反対非常国民行動が結成されている。参与連帯の動きとしては、女子中学生米軍装甲車轢死事件をめぐる市民運動が2002年12月にピークを迎え、盧武鉉政権が翌2003年2月に発足しイラク派兵問題が急浮上するや、女子中学生米軍装甲車轢死事件を引き継ぐようにイラク派兵問題に取り組んできた。2000年及び2004年の総選市民連帯の中核的団体である参与連帯が、イラク派

兵反対非常国民行動の参加団体として落選運動も辞さないと表明したのである⁽²²⁾。このような経緯があつての2004年総選挙での落選運動であつた。

2004年総選市民連帯が主導する落選運動では、ウリ党が事実上対象となっていないこと、イラク派兵問題が選定基準に含まれていないことへの疑問は、むしろ市民運動の内部やそれに近いところから発せられていた。インターネット新聞の「プレシアン PRESSian」は、相対的に見て市民運動に距離的に近い位置にある。このプレシアンは、もう一つの有力なインターネット新聞である「オーマイニュース OhmyNews」の盧武鉉政権に対する支持的態度とは異なり、盧武鉉政権に対する批判的な記事も掲載している⁽²³⁾。

プレシアンは、落選運動の選定基準の問題について、次のように伝えている。

① 「一角では、今度の落選運動対象者の選定過程において、それまで市民社会団体が主張してきたイラク派兵賛成者に対する落選運動主張などが含まれていない点に対する批判も結構強い。特に総選連帯に参与した大多数の市民社会団体がイラク派兵に反対してきた団体であり、これら団体が国会でイラク追加派兵案の通過直後 [2004年2月13日のこと]、賛成議員に対する落選運動を警告した点を取り上げ、今後市民社会団体の正体性 [アイデンティティ] をめぐり少なくない議論が不可避となる展望である。」「一市民団体の活動家はこれと関連して『最近イラク民衆の全面蜂起でイラク派兵の名分が決定的に消えうせている現時点で落選名簿を作成しながらも、この問題を無視したことは今後長らく市民社会運動に大きな足かせとなる可能性が大きい』とし『せめてイラク派兵に賛成の党論を決めた党指導部だけでも落選対象に含めなければならぬ』と嘆いた。」⁽²⁴⁾

② 「市民社会の一角では『派兵に賛成した国会議員も落選対象者に含めさせろ』という要求が堰を切ったようになされたが、総選連帯とムルカリ連帯は、このような要求にはぐずぐずしているだけであつた。」「『派

兵賛成議員』問題は無視された。その結果、落選対象者名簿を受け取った有権者が見せた反応は『彼らが落選対象なのは受け入れるが、派兵に賛成した議員に、なぜ免罪符を与えるのか分からない』というものであった。これに対して、総選連帯の指導級の人士は『派兵賛成議員まで含めるならば、生き残ることができる議員は一体全体何名になるのか』と抗弁したが説得力は乏しい。有権者が総選連帯に要求したのは、こうした『数字遊び』ではなく正確な価値判断基準の提示であるためだ。⁽²⁵⁾

確かに総選市民連帯の声明文に、イラク派兵問題への言及を見出すことはできない。イラク派兵問題を選定基準に含める場合、ウリ党のほとんどの議員が落選対象となる。そうなれば「派兵賛成議員まで含めるならば、生き残ることができる議員は一体全体何名になるのか」ということになる。だから選定基準からイラク派兵問題をはずしたのであれば、結果的にウリ党を除外したことになる。それでは党派的判断であるとの批判を免れることはできない。プレシアンの記事はこのようなメッセージを伝えている。

落選運動に対しては、2000年総選挙のときはハンナラ党や自民連から「政権陰謀論」との非難がなされた。2000年のときの落選運動への批判は、総選市民連帯から「古い政治」「保守中心の朋党政治」「社会改革の障害物」と批判されたと受け止めた政党からなされた。進歩的な金大中政権と保守政党のハンナラ党、自民連という対立構図のなかで、落選運動への批判や非難のほとんどすべては、二つの保守政党の側からなされたものである。

2004年は、そのような対立構図の中での批判にとどまらず、引用した記事に見られるように市民運動内部や市民運動に近い位置にある側から批判がなされた。さらに民主労働組合総連盟を主たる基盤にする民主労働党（以下、民労党と略す）からの批判まで加わった。このことが2000年との違いである。落選運動をめぐる政治的対立は複雑化した。これが三つ目の違いである。

2004 総選市民連帯が名簿発表した翌日、民労党のサイトに次のような

記事が掲載された。

その見出しは「おかしな市民団体、喜ぶ開かれたウリ党」⁽²⁶⁾である。この記事は、イラク派兵に反対し落選運動を公言したのにもかかわらず落選基準からイラク派兵問題をはずすという市民団体の矛盾した態度を批判しており、内容的にはさきほどのプレシアンの記事と異なるところはない。この記事によれば、民労党のスポークスマンは「弾劾賛成も落選理由となるが、イラク戦争派兵などの問題が除外されたことは理解したい」と総選市民連帯の落選名簿を批判している。この新聞記事には、読者の意見が掲示板にいくつも寄せられている。投稿者は不詳であるが、それをいくつか紹介しておく。

① チョ・ソンボン「親米事大外交を克明に見せた人が派兵の主役である。最小限、市民団体であれば、それに対する評価がなければならないということでしょう。政権で押す人と市民団体で押す人が同じではありえないでしょうが、視角が同じなら問題があるという話し。市民団体の御用化は嬉しくない現実ですよ。」2004年4月7日15時3分

② チョンマリジ「市民団体が『市民』と『国民』の名前を汚しているね。そのまま政府傘下団体に名前を変えることが……」2004年4月7日15時8分

③ ハルコルム「ムルカリ連帯の支持候補も発表されたよね。予想通り、開かれたウリ党所属候補が圧倒的に多くて、民主労働党が二番目に多いな。しかし僕は慎重にだけど、僕らの民主労働党はムルカリ連帯の支持を『拒否』するのが、どうだろうかと思う。イラク派兵賛成やFTA賛成 [FTAとはチリとの自由貿易協定のこと] など政策部分に対する判断もなく純粋に人物中心の支持や落選を宣言する市民団体の行動に対して唾をかける必要があると考えるからだ。イラク派兵に賛成した開かれたウリ党、FTAに賛成した開かれたウリ党と、民主労働党とが同類に扱われるのは気分が悪い。反市民団体であって、市民団体などではない。一言で言ってウリ党の第二中隊であることが白日の下になった。」2004年4月7日18時8分

④ ユアジョック「いろんな物差しがあるでしょうが、その物差しを一方の側に厳しく他方の側に緩くあてるのであれば、物差しの公正性に問題があるという指摘が出てくるだろう。開かれたウリ党に有利な物差し。その基準を市民団体が作ってあげるのであれば……」2004年4月7日18時10分

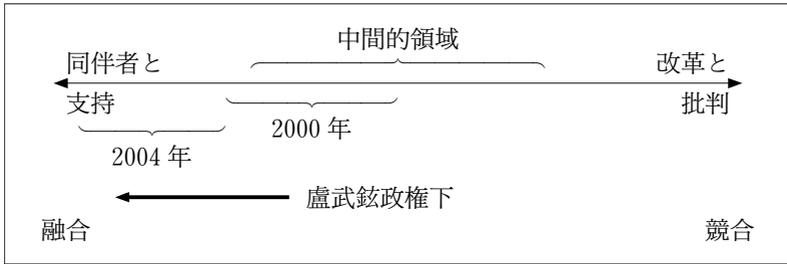
民労党の掲示板へのこれらの書き込みには、対米屈辱外交、新自由主義といったものへの政策的な批判も含まれているが、そもそもウリ党をはずした落選名簿では市民団体は「御用化」「政府傘下団体」「ウリ党の第二中隊」ではないかといった落薦運動の党派性に対する不信感や不快感が現れている。

このように落選運動は身内からの厳しい批判を受けることになった。だからといって、この種の批判のために落選運動が失速したと言うのではない。むしろ落選運動は弾劾反対運動が盛り上がる中で勢いを得るようになった。弾劾訴追案の可決がなく反対運動もなければ、おそらく落選運動はこのような身内からの厳しい批判に曝されたことであろう。現実には、そうはならなかった。落選運動は弾劾反対運動の中の一つの運動になることで、落選運動は総選挙を無事、越えることができたのである。

以上、2004年の落選運動を見てきた。一方で2000年と2004年の落選運動の違いについて明らかにし、他方で2004年の落選運動についての批判的な見方の中でも、できる限り市民運動に近いと言えるところでのものを取り上げてきた。以下、落選運動に見る政府と市民運動の相互作用について、幾分概念的に整理しておくことにしたい。

図4は図3を利用したものである。これまでの考察を踏まえ、2000年と2004年の落選運動を書き込むのであれば、図4のように描くことができよう。2000年の落選運動を率いた市民団体は、既に述べたように金大中政権の改革を成功させる「改革の同伴者」という自己意識を持っている。そうであっても2000年と2004年の二つの落選運動を比較するならば、2000年の落選運動では、政府与党を落選対象外とするような強い党派性を見出すことはできない。それゆえ2000年の落選運動は線分上では

図4 落選運動における政府と市民運動の相互作用



中間の領域内にとどまっていた。また落選対象者数の半数が野党のハンナラ党の候補者であることを考えれば、その中間的領域内でも、どちらかと言えば左側のほうにあったと言える。

2000年に比べ2004年の落選運動は「同伴者と支持」の極により一層接近したということになる。これまで見てきた落選対象者の党派別構成や選定基準の設定経緯を考え合わせるのであれば、そのように言える。この点は、落選運動という共同事業にある融合と競合の二つの面において、競合の面が弱まり融合の面がますます強まったと言い換えることができる。同じ共同事業でありながらも、その性格は揺らいできている。

ここでは2004年と2000年の落選運動を比較・検討することで、2004年の落選運動が線分上の「同伴者と支持」の極のほうに移動してきていることを明らかにしようとした。その分「改革と批判」が弱まったが、左方に動いた位置が反改革的であるということではない。それはまた別の議論である。あくまでも改革の理念を優先するのか、それとも同伴者であることを、つまるところ権力の維持を優先するのかの違いである。民労党とその支持者は盧武鉉政権と落選運動を批判的に眺め、民労党自身が指向する改革を優先しようとしたまでのことである。そのため民労党はこの線分上では「改革と批判」のほう位置づけることができる。

ただしこのような結論には留保が必要である。孫浩哲が言う「批判的支持の雰囲気」については後述するが、それは盧武鉉大統領の弾劾訴追案可決に対する対応にも現れており、民労党とその支持者をどこまで「改

革と批判」に位置づけられるのか曖昧なところが残る。まさに「改革も批判」のほうと言わざるをえない。

最後に展望とそれにかかわる全体的な構図について述べておく。展望にかかわる点は、落選運動を支持したり参加したりする市民団体が、今後、図4の線分上でどのような動きを示すことになるのかと仰うことである。市民運動の団体は、これらの市民団体にとどまらないし、民労党の組織的基盤となる民衆運動もある。あくまでも総選市民連帯に代表される落選運動に結集する市民団体に限って言えば、政府に対する批判性をときとして示しながらも左側の融合に傾く動きを継続すると言えるであろう。たとえ右側の競合の方向に再び傾いても、選挙になれば再び融合のほうに、さらには「同伴者と支持」のほうに大きく揺れ動くというパターンを示すものと考えられる⁽²⁷⁾。争点や政党構図といった政治的な条件によって、このようなパターンは崩され新たなパターンが生まれることもあろうが、当面についてはこのように言えるのではないかと。

これまでの市民運動の流れを政権ごとに整理するならば、次のように言えよう。金泳三政権期では市民運動の指導的団体は経実連で、その指導者は徐京錫であり、運動形態としては政府との協調性が見られても、あくまでも政策提言(advocacy)である。金大中政権期における市民運動の指導的な団体は参与連帯で、その指導者は朴元淳であり、運動形態としては政策提言にとどまらず、本稿で論じる政治的な場での政府と市民運動との共同事業が見られるようになる。それならば盧武鉉政権のもとでは、金泳三期や金大中期の指導的な市民団体に該当し、影響力の点でも匹敵するものがあるのかと問えば、無いと言わざるをえない。指導的な団体があり、運動を象徴する人物がいるという状況ではない。現在、市民運動は1990年代前半の草創期を経て、初期の運動を立ち上げた指導者が交替する時期に来ている。2004年の落選運動で特定の市民団体が求心力を発揮して牽引する状況ではなくなってきたことも、このことと無関係ではなからう。

それならば2002年の女子中学生轢死事件をめぐる対米抗議運動や

2004年の弾劾反対運動に見られる数万名の大規模集会や蠟燭デモをどのように理解すべきなのか。2000年の落選運動まで含めて、次のように市民社会の政治化の構図を描くことができよう。

市民団体と政府・政党の相互作用の一つとして共同事業があるが、それが市民を巻き込み運動として成功するためには、市民の動員を可能にするような争点や人物などの象徴を、市民団体、若しくは政府・政党が提示できるのかに依存している。この構図の中では、市民は単に受動的な存在ではなく感情や利害をもったアクターである。民主化以降の韓国政治を動かしてきた地域感情は政府・政党と市民（地域住民）との二者関係の中での現象であるが、これとは別建てにもう一本、市民団体を加えた三者の相互作用の中で政府・政党と市民団体の共同事業が、とりわけ国政選挙の場の中で展開される現象が現れるようになった。

つまり大衆動員において、金大中政権以降に目だって変化が起きてきている。それは新しい政治の現象である。だがこの新しさも地域感情の動員と集票のシステムを掘り崩すまでには至っていないし、それに拮抗しているとまで言うことも難しい。さらに指摘しておくことは、三つのアクターのうち市民団体を、民主化闘争を最前線で担った在野運動圏に入れ替えるならば、また政府・政党を、独裁政権打倒の運動を主導しようとする野党に入れ替えるならば、この新しさにも留保が付せられる。これは地域感情が政治構図を決定付ける以前の過去にあった古い政治構図でもある。

このような政治構図の中で大衆動員に成功するの否かは、市民団体の会員数や団体間の連帯といった市民団体独自の変数によって決まるものではなく、象徴的な争点や人物を間に挟んでの政府・政党や市民を交えた三者アクターの相互作用の中で決まる。この三者アクターの構成が重要である。この三者の相互作用の中で大規模な大衆動員に成功したのが2000年、2002年、2004年であった。繰り返しになるが、これらは市民団体なき構図の中での政府・政党による市民の直接的な動員の試みではない。

インターネットや携帯電話のような新たなメディアが、このような政治構図を作り出したり決定したりしたのではない。テレビや新聞とともに、この構図の中で相互作用に働きかけるために使われる手段であり、ときには大衆動員のために使われる手段として理解するべきである。2004年の弾劾反対運動の盛り上がりの中でテレビ報道の在り方が政治問題になったように、世論形成におけるテレビの影響力は相当に大きい。政治におけるメディアの新旧交代は、インターネットを社会変化の象徴として取り上げる議論ほどにはドラスティックなものではない。

展望であるが、2004年の落選運動から透けて見えることは、政府・政党と市民団体の相互作用は参加から動員への変化過程にあるのではないかということである。このことが新しい政治の萎縮に向かうのか、むしろ相互関係が制度化されてゆくのかはわからないが、現在、転機を迎えつつある。

ここで「動員」という言葉について若干説明をしておきたい。2004年総選挙でも大規模集会や蠟燭デモは市民の自発的参加であると市民や市民団体によって主張され、ハンナラ党や保守系新聞によって唱えられている市民団体の動員論や政府の陰謀論に反論している。韓国では過去の権威主義体制のもとで官団団体や官製集会を経験した記憶のために、参加と動員の区別において動員が全体主義的に狭く理解される傾向がある。また動員という言葉は、過去の権威主義体制の政治手法を思い出せるだけに、相手を非難する政治的論争上の言葉になってしまう。こうしたことは論争の両方の当事者に言えることである。

ハンチントンら(Samuel P. Huntington & Joan M. Nelson)は、政治参加には「自律的な参加」と「動員された参加」があるとしている。「自律的な参加」がここでの参加であり、「動員された参加」が動員であると理解してよい。これらを峻厳に区別しようとする議論に対して、彼らは次のように批判している⁽²⁸⁾。

「動員された参加と自律的な参加の区別は、実際の場合より理論的な場合のほうがより明瞭である。明らかに動員された活動や明らかに自律的

な活動として区別できるものも多くあるが、その両者の間の境界線上に来るものもまた多い。さらに両者を区別する基準は幾分恣意的なものである。政府によって支援された支持活動は動員されたものであり、野党や反対派組織によって組織された活動であれば自律的なものと言うのか。……明らかなことは、民主的で競争的な政治システムにおける多くの参加でさえ何ほどかの圧力や操作を伴うものである。……要するに、動員された参加と自律的な参加は明確に区別できるものではなく、二法的なカテゴリーでもないということである。むしろその二つは広がりをもっている。動員された参加を自律的な参加から分かるところの分布上の地点は必ず恣意的なものとなる。」

現実には概念よりも複雑である。その曖昧さが政治的論争を可能にする。デモ参加者が「私は自発的に参加しているのです」と主張するから自律的な参加であって、動員された参加ではないと言うことはできない。デモ参加者自身がこのように内心では自発的と思っても、デモの主催者側は自分たちがどれだけ人を集めることができたのかという観点から参加者たちを眺め働きかけている。このように参加から動員(権力作用)の要素を排除することが難しいように、動員から参加の要素を排除することもまた難しい。民主政治のもとでは参加と動員が微妙に交錯する心理状況の中で個人は、街頭に歩み出るという行為を選ぶ。本稿で用いる参加も動員も、このような理解に沿ったものである。

2. 共同事業と市民社会の団体

本章では融合局面を取り扱っており、第1節では抱き込み (co-optation) を取り上げ政府と個人の関係に着目し、この第2節では政府と共同事業を担う市民社会の団体に着目している。しかしここでは共同事業に限定し、その担い手となる団体を個別具体的に確定することよりも、共同事業も含め政府と政治的な次元で相互作用する市民社会の団体について広く全体像を把握することに努めたい。

市民団体を調べる際には『韓国民間団体総覧』『韓国の NGO 総覧』を

利用して調べるのが一般的な方法である。しかしここでは団体の社会学的考察は目的ではなく、政府との相互作用を中心にして団体の政治的特性を理解することが目的である。そのため本稿では市民運動・民衆運動に見られる政治的な「連帯型運動組織」の参加団体・会員団体などを調べることによって、団体のリストを作成することにした。政策提言や反対運動、抗議運動も含め政府に働きかけようとする活動を行う団体をできる限り網羅的に拾い上げる。ここでは、例えば、障害者福祉のサービス提供をもっぱら地道に行って、例えば弾劾反対運動に加わらないようなボランティアの市民団体、たとえ政府から補助金の支給を受けていても、その種の非政治的な市民団体は考察の対象から除外する。

以下、作業を進める上での手順や留意点について記しておく。

第一に、連帯型運動組織の参加団体等の一覧表を利用してリストを作成した。連帯型運動組織とは本稿が用いる独自の用語であり、意味は文字通り、市民運動団体を含む各種団体が加入し結成する連帯組織のことである。もちろんここでの連帯型運動組織は、政策提言も含め政治的な次元で政府との相互作用が見出しうるものとした。表 13 は、本稿で取り上げる連帯型運動組織を示したものである。できるかぎり恣意性をなくすとともに、対象となる参加団体等を網羅的に拾い上げたいために、連帯型運動組織は A から L の 12 個となった。

12 の連帯型組織の中で、共同事業に該当する可能性のあるものは、A・C の落選運動、B の弾劾反対運動、G・H の言論改革運動、K の対米抗議運動である。F の国家保安法廃止運動も含めることもできるかもしれないが、それを含め今後の検討が必要である。I の朴正熙記念館建立反対国民連帯の活動は、金大中大統領が推進した記念館建設に反対する運動であるため、金大中政権期の活動について言うならば共同事業とはおよそ関係がない。ただし政府に対する反対運動であるため政府と市民団体の相互作用の中のひとつの局面を示すものである。D の韓国市民団体協議会（以下、市民協と略す）、E の市民社会団体連帯会議（以下、連帯会議と略す）、J の全国民衆連帯（以下、民衆連帯と略す）、L の民主主義

表 13 参加団体等を抱える連帯型運動組織とその記号

記号	参加団体等を抱える連帯型運動組織	参加団体等の数	設立年	活動の趣旨
A	2004 総選市民連帯 参加団体	354	2004. 2	腐敗・非理行為、選挙法違反行為など落選対象者基準に加え、3・12 弾劾訴追案を支持した国会議員全員を落選対象者にした。
B	弾劾無効・腐敗政治清算汎国民行動 参加団体	950	2004. 3	盧武鉉大統領に対する野党の弾劾訴追決議案可決を議会クーデターの暴挙として弾劾訴追撤回と国民への謝罪を要求した。
C	2000 総選市民連帯 参加団体	1083	2000. 1	地域感情に立脚した保守中心の腐敗政治を審判し、除去・清算し政治改革・社会改革を進める。
D	韓国市民団体協議会 会員団体	56	1994. 9	経実連など 54 団体の代表が集まり結成した連帯機構。市民参与を極大化・活性化して社会の民主改革と真正な発展の牽引車の役割を果たす。
E	市民社会団体連帯会議 会員団体	217	2001. 2	2000 年の落選運動を率いた 2000 総選市民連帯の経験を土台にして、全国の市民社会運動の改革的力量を一つに結集。市民社会団体の常設協議機構。
F	国家保安法廃止国民連帯 参加団体	230	2000. 7	祖国統一と民主主義に進む道をふさぐ最後の障害物である国家保安法の廃止。
G	言論改革市民連帯 参加団体	44	1998. 8	言論改革のための市民社会団体の連帯機構、新聞市場の正常化、言論独寡占の弊害、新聞社の税務調査、新聞社の経営透明性
H	朝鮮日報反対市民連帯 参加団体	65	2002. 9	朝鮮日報の極右的・守旧的・ファッショの本質を大衆的に知らしめ朝鮮日報の影響力を縮小すること。朝鮮日報の絶賛運動。
I	朴正熙記念館建立反対国民連帯参加団体	112	2000. 9	反民族・反民主の象徴である朴正熙前大統領を賞賛する記念館建立を金大中政権が主導していることに反対。記念館建立を阻止し、反民主的・反民族的な歴史歪曲を是正することを目標とする。
J	全国民衆連帯 参加団体	44	2003. 5	民族民衆運動勢力の統一団結をはかり、共同の連帯闘争を通じて、新自由主義撤廃、民衆生存権争取、民主主義争取、民族自主・統一争取を目的とする。

記号	参加団体等を抱える連帯型運動組織	参加団体等の数	設立年	活動の趣旨
K	米軍装甲車故シム・ヒョンソン、シム・ミソン殺人事件汎国民対策委員会 参加団体	52	2002. 6	2002年6月京畿道で女子中学生2名が米軍装甲車で轢死。事件の真相究明、米軍の刑事裁判管轄権放棄、責任者の嚴重処罰、韓米駐屯軍地位協定改正、米国大統領の国民への直接謝罪などを要求。
L	民主主義民族統一全国連合 部門団体、参観団体、地域連合	29	1991.11	自主民主統一の旗の下、労働者・農民など基層民衆を中心にした愛国的民主勢力の団結。常設的な連合体。反米自主化闘争、民衆生存権闘争、祖国統一運動を結合させる民衆闘争の展開。
合計（延べ数のため重複がある）		3236		

（注）関連資料の出典先については逐一注を付さない。資料は、当該団体のホームページ掲載の情報、『韓国民間団体総覧』（1997年、2000年、2003年）から引用したものであり、活動の趣旨については原文を要約するなど大幅な字句修正を行っている場合もある。

民族統一全国連合（以下、全国連合と略す）は、その名称の通り、特定の争点のために結成されたのではなく様々な争点を扱う連帯組織の代表的存在である。そしてD・E・L・Jの連帯型運動組織は、落選運動や弾劾反対運動、言論改革運動、対米抗議活動など共同事業と見なすことが可能な運動に多かれ少なかれ関与してきた。

Dの市民協は経実連主導のもと金泳三政権期の1994年に結成されており、それに対して金大中政権期の2001年に結成されたEの連帯会議には経実連も加わっているが、連帯会議は参与連帯の主導のもと結成されている⁽²⁹⁾。いずれも市民運動を代表する二大組織と言えるが、市民協のほうは、2003年10月に民間非営利団体としての登録要件を失ったとして行政自治部によって登録を抹消されている⁽³⁰⁾。Lの民衆連帯とJの全国連合は民主労働組合総連盟（以下、民主労総と略す）や民労党も含む民衆運動陣営の代表的な組織である。

表13の12の連帯型運動組織の結成年は市民協と全国連合を除けば、すべて金大中政権及び盧武鉉政権の時期に結成された組織であることに

留意しておきたい。その理由は、ひとつに金泳三政権期にまで遡ろうとするならば資料の収集が難しいという事情がある。これとは別に考えられる理由としては、やはり2000年の落選運動に象徴されるように金大中政権期に入り、参与連帯主導の市民運動が活性化してきたこと、そして2000年の南北首脳会談以降、市民運動や民衆運動の諸団体が活動できるイデオロギー的空間が広がってきたこととも関連があるであろう。

第二に、連帯型運動組織の参加団体を、かなり絞り込むことにした。表13に見られるように、参加団体数は合計で3236を数える。この3236団体は重複もある延べ数である。さらに次の作業によって団体数を大きく絞り込んだ。

- ① 重複をなくす。
- ② 地方支部・地域組織等については全国組織に一本化して処理する。
- ③ 民主労総の名称がない労組はすべて「労働組合」に分類する。例えば、全国教職員労働組合も「労働組合」に分類し、民主労働組合総連盟大邱支部は「民主労総」に含める。
- ④ 韓国大学総学生会連合の名称以外の学生組織（総学生会等）はすべて「大学生」に分類する。

これらの作業の結果得られた団体のうち、さらに二つ以上の連帯型運動組織に参加している団体のみを最終的に考察対象にした。その理由の一つは単純に対象数を絞り込むための便宜的な措置からであり、もう一つは落選運動など規模の大きい連帯型運動組織にひとつのみ加入するような場合を始めとする政治的に不活発で周辺的な団体を考察対象に含めることを避けるためでもある。その結果、得られた団体数は367である。3236の10分の1程度まで圧縮した。367団体のリストは資料7として掲載しているので参照してほしい。このリストが第2節の考察を進める上での基礎的な資料となる。

この絞り込みの作業で注意しておくべき点は、上述の②の地方支部・地域組織等の扱いにおいて、例えば、経実連の地域組織、さらに経実連の特別機構である統一協会（社団法人格を有している特別機構）を別個の

団体として扱わず、経実連に一本化していることである。経実連の中央組織が加入していない連帯型組織に、地域組織や統一協会が参加している場合でも、経実連としての参加として表記している。この点は、他の団体についても同様である。

もうひとつ複雑な事情を指摘しておく。例えば、資料7の341番の釜山参与自治市民連帯である。この団体はCの2000総選市民連帯とEの連帯会議に加入している。二つ以上ということで資料7に列挙されている。しかし釜山参与自治市民連帯のスタッフによれば、2004年の弾劾反対運動にも落選運動にも参加しているという⁽³¹⁾。釜山地域の他の市民団体とともに2004釜山有権者運動連帯を結成してソウルの組織にも幹部を派遣し重要な役割を担ったという。しかしソウルにあるAの2004総選市民連帯、Bの弾劾無効・腐敗政治清算汎国民行動のいずれの参加団体リストにも2004釜山有権者運動連帯の名称はない。この点から二つのことが言えよう。そもそもインターネット上のホームページにある参加団体リストが十分に更新されているのか問題があるということ、もう一つは2004釜山有権者運動連帯のような地域組織を通じて全国組織に関係している地域の市民団体もあるということである。本稿で取り上げる連帯型運動組織の参加団体リストには団体名称はなくとも形式的には間接的であっても、場合によっては実質的には深く関係している団体を、連帯型運動組織の参加団体リストではすくい上げることはできないこともあるということである。

第三に、団体が何を意味するのか定義については特別設けないことにした。12の連帯型運動組織に参加団体として名を連ねている団体には様々な種類のものがある。非営利団体、市民団体、NGOが何を意味するのか曖昧なところがあるが⁽³²⁾、本稿では一般的に市民団体とは言い難い参加団体であっても、考察の対象から除外しなかった。要するに、NPOであれ市民団体であれ外国の概念で韓国を杓子定規で測定するのであれば、対象を見落とすことが少なくないからである。それでは、どのような非市民団体的な団体が参加団体であるために考察の対象に含められた

かと言えば、政党である民労党、労働組合、学生運動団体、キリスト教・仏教・圓仏教などの宗教団体などである。さらにJの民衆連帯やLの全国連合は、韓国では市民団体や市民社会団体とは呼ばれることは一般的なことでなく、在野団体や民衆団体と呼ばれている。このような点などを踏まえながらも、ここでは便宜的に、これらの参加団体を「市民社会の団体」若しくは「団体」と呼ぶことにしたい。民労党については、政治社会に属する団体であるが国会議席は2004年総選挙で初めて獲得していることから、また属性的に大衆運動の面も極めて強いことから、市民社会の団体に含めることは不適切であると断定するのは難しい。

ちなみに民労党もその一つであるが、韓国で作成された『韓国民間団体総覧』『韓国のNGO総覧』では取り上げられていないような団体が、本稿では取り上げられている。その数も少なくはない。

このような手順によって表13の12の連帯型運動組織の参加団体を用い、政府と市民社会の団体でなされる政治的な相互作用の次元にあがる367団体をリストアップした。これによって何を明らかにするのか。まず政策提言や反対運動、抗議運動などを含め政治的な活動を行う団体をどのようにグループ化することができるのかということである。これがここでの検討の大半となる。最後に、第1節で論じた政府内組織への抱き込みと、このような相互作用を繰り広げる団体とがどのような関連性をもっているかについても検討する。

それでは市民社会の団体をどのようにグループ化できるのか検討したい。ここでは統計的な分析から直ちにグループを抽出するという作業手順ではなく、民主化以降の市民運動・民衆運動の状況を踏まえ三つのグループを想定した上で、その妥当性を統計的に確認する手順をとることにしたい。

市民運動では二つのグループが考えられる。一つは経実連が主導的に結成したDの市民協に参加する諸団体である。もう一つは参与連帯が中心となった2000年の総選連帯を拡大再編したEの連帯会議に参加する諸団体である。民衆運動としては、一つが民主化運動を担った在野運動

圏の結集体であるLの全国連合(1991年設立)であり、もう一つが1990年代を通じて組織的に発展してきた民主労総を主要基盤とするJの民衆連帯(2003年設立)である。

以下、この三つのグループについて順次説明する。

資料8は市民団体協議会の会員団体について、連帯型運動組織への参加状況を一覧表にしたものである。ここでは市民協に加入し、かつ連帯会議に非加入の団体をもって市民協の特徴を探ることができればよいが、実際にはそのような団体はほとんどない。経実連自体がたとえ形式的であっても連帯会議の会員団体になっている。そのため資料8は市民協に会員団体として加入している56団体のうち複数の連帯型運動組織に加入している53団体を取り上げている。

経実連が主導したことは、市民協が政府と市民社会の相互関係の中で、どのような位置を占めるのかに関係してくる。金泳三政権との関連を言うのであれば、経実連は金融実名制の導入や公務員の綱紀粛正といった金泳三政権の改革に協力的な姿勢を見せていた⁽³³⁾。市民協が結成される前に、正確には市民協結成とともに解体された連帯型運動組織がある。それは経実連が主導し、1993年5月27日に結成された「正義の社会のための市民運動協議会」(以下、正社協と略す)である⁽³⁴⁾。

正社協は「新政府の改革作業を国民意識改革次元で発展・拡散させ、政府に対する監視を強化するためのもの」であり、金泳三政権の改革作業を加速させるために国民の意識改革を行い政府への圧力を加えるというものである。このような団体の登場に政府が歓迎しないわけがなく、事実、歓迎している⁽³⁵⁾。正社協は金泳三政権発足当初の改革に共鳴する市民団体の結集体であった。

正社協への参加団体は、経実連、韓国労総、興士団、韓国婦人会、韓国女性有権者連盟、全国農民団体協議会、韓国基督教総連合会など36団体である⁽³⁶⁾。権威主義体制時代に体制内的な労働運動を主導してきた韓国労総が参加しており、同委員長が正社協の常任共同代表の一人に選出されていることが正社協の性格を示唆している。正社協の準備委員会委

員長が「実定法を遵守する意思のある」在野団体であるならば将来の連帯可能性も排除しないとの発言もまた同じ文脈の中で理解できる⁽³⁷⁾。経実連はその運動理念として「民衆」ではなく「市民」のための運動を、そして「非暴力的で平和的な市民運動」を標榜しており⁽³⁸⁾、このような経実連の理念の立て方が在野運動圏や民衆運動との連帯を困難にしている事情が、この正社協にも反映している。

市民協は正社協を再編成したともに見なせるが、正社協ほどに金泳三政権の改革作業との親近性を主張することはない。正社協及び市民協の推進者である徐京錫・市民協執行委員長（経実連事務総長）は市民協設立の狙いについて「市民運動の活性化をはかり法的制度的改善を要求する団結した声を出すであろう」⁽³⁹⁾と、市民団体の共同歩調を説明しているに過ぎない。市民協としての活動に目立ったものはないが、官辺団体に対する政府支援を中止することを求める一方、市民団体に対する自律性を尊重した支援策を政府に要求するなどの政策提言（advocacy）活動を行った。

この市民協が政府と市民団体の相互作用の構図の中で、どのような位置を占めるのかについては、金泳三政権に対する正社協の協調的な姿勢を修正することで参加団体を広げたが⁽⁴⁰⁾、市民協は在野団体や民衆運動との対立的な関係では正社協の位置にとどまっていたものと言えよう。

次に資料9を見る。資料9はEの市民社会団体連帯会議の会員団体について、連帯型運動組織への加入状況を一覧表にしたものである。ここでは連帯会議の会員団体の特徴をより明瞭にするために、Dの市民協の会員団体をすべて除外した残りの団体、すなわち市民協に非加入で、かつ連帯会議に加入している団体に限定している。また連帯会議自身が他の連帯型運動組織に加入していることから、この資料9には連帯会議自身も含めている。

ただこのような方法には問題があることを断っておく。市民協自身が連帯会議発足以降に活動が弱まり2003年に登録抹消されているため、新しい団体であれば市民協に加入せず連帯会議のみに加入する団体も増え

てくる。そうであれば市民協とは異なる連帯会議の独自な特徴を、このような操作によってでも出せるのか。新たな団体を含めれば含めるほど、このような操作の意味は弱まる。しかし資料9の設立年次が判明した団体の中では2003年の市民協の登録抹消以降に設立された団体はないので、このような問題の発生は回避されている。加えて、設立年次が判明した団体の一つを除き2000年以前の設立であり、つまり2001年2月の連帯会議発足以前に設立されたものであるため、これら団体は市民協に加入することはせずに連帯会議に加入することにした団体であると言える。つまり資料9の団体は市民協ではなく連帯会議を選択するという判断を多かれ少なかれしており、それだけに資料8との違いがあるものと言える。

連帯会議の結成の経緯は次のようなものである。1994年9月10日に参与連帯が結成され、その2日後に経実連を中心とする市民協が設立されたが、参与連帯はその後も市民協には参加しなかった。参与連帯発足における指導者の一人である曹喜吟は、市民協に結集した当時の市民運動に対して「全般的に非民衆運動的正体性を強くもって」いるとする一方で、1990年代を通じ「親労働的、あるいは親民衆運動的な市民運動も出現するようになった」としている。経実連と市民協に対して保守的な市民運動であると論じ、90年代半ばの新たな情勢を反映し誕生したのが「進歩的な性格」の参与連帯であるとしている⁽⁴¹⁾。対立点の一つは在野運動圏や民衆運動との連携の可能性である。

このような参与連帯の姿勢から、参与連帯が経実連と実際に衝突を起こしたのは2000年の落選運動での法律論争であった。他候補の当選目的ではない特定候補の落選運動が選挙運動に該当することで選挙法違反に問われることから、この問題が起きた。選挙法を守るのか、それとも選挙法よりも正義を優先し、違法行為も止むを得ないとして落選運動を続けるのか。前者を選択したのが経実連であり、後者を選択したのが落選運動の指導者である参与連帯事務処長の朴元淳(弁護士出身)である。市民協の前身である正社協が在野団体との連携の判断基準として「実定

法を遵守する意思のある」ことを取り上げたことと対照的な選択である⁽⁴²⁾。落選運動が展開された総選挙の直前というタイミングに出版された朴元淳の著書は『悪法は法ではない』という表題である⁽⁴³⁾。この表題は、現行法の遵守よりも改革を優先させる選択そのものが、落選運動にとって大変に重要なものであることを示唆している。

曹喜昞も含め、経実連と参与連帯の対立を進歩と保守という言葉でとらえられることが多い。これについて検討する方法としては、経実連や参与連帯の内部の状況、その結果としての政策提言を比較して明らかにする方法もあれば、経実連や参与連帯における他団体との相互関係の有り様を比較して明らかにする方法もある。

前者の方法について印象的に言えば、直近の弾劾訴追やイラク派兵から2002年の米軍の女子中学生轢死事件、さらに2000年の落選運動を見ても対応では大きな違いはなく、繰り返しになるが街頭集会やデモを積極的に展開するのか、また現行法を破る違法な活動とされても運動を進めるとかといった運動の方法論についての考え方の違いのほうが目立つと言える。

例えば、2000年の落選運動では経実連と参与連帯の立場の違いが明瞭に出たとは言え、政党の候補公認段階での落薦運動については経実連は違法性がないとの判断のもとで取り組んでおり、合法性の範囲内であれば落薦運動に続く落選運動にも取り組むことは十分に考えられることである。これに対して参与連帯は運動の合法性を唱える一方で、違法性を覚悟の上で取り組んでいた⁽⁴⁴⁾。この点が経実連と参与連帯を分けている。

女子中学生轢死事件では参与連帯の一部(支部である議政府参与連帯)が関連の動きとして米軍基地新設反対を唱えている点、またKの経実連が米軍装甲車故シン・ヒョンスン、シム・ミソン殺人事件汎国民対策委員会に加入しているとは言え、それは経実連の特別機構である統一協会である点などを考慮するならば、経実連よりも参与連帯が積極的に関与していたと言えよう。だが参与連帯が米軍撤収を公式的に唱えたことは

なく、参与連帯にせよ経実連にせよ、いずれも取り組む争点としては韓米駐屯軍地位協定改正やブッシュ大統領の直接謝罪の要求に絞られていたのが実情である。この点は米軍基地撤収を叫ぶ学生運動(韓総連)や民衆運動との違いでもある⁽⁴⁵⁾。

後者の方法については、資料8、資料9、資料10の三つを比較、検討することにする。ここで結論を先取りして言えば、市民協と連帯会議は、その頂点にある経実連と参与連帯が理念的に対立しているというよりも主として運動論的な対立関係があり、それぞれに広がる会員団体まで含めるのであれば、両者の間に理念的な違いもまた見えてくるということである。

経実連と参与連帯の対立は、市民協の会員団体が連帯会議に加入する方向で連帯会議が創設されたために解消されたわけではない。もとより連帯会議は、参与連帯が主導した2000年の落選運動の成果を継承・発展させるという趣旨をもって設立されている。連帯会議は「韓国市民社会前衛の結集体」(曹喜松)と言われても⁽⁴⁶⁾、経実連と参与連帯の対立は解消されず、次第に経実連の関与は実体のないものとなり、2004年7月現在の役員名簿には経実連の名前は地方組織2名しかない。連帯会議の発足1年足らずの2002年3月の役員名簿には、徐京錫(経実連常任執行委員長)と申澈永(経実連事務総長)の名前を見出すことができた⁽⁴⁷⁾。

資料10はLの民主主義民族統一全国連合の部門団体、参観団体、地域連合、さらにもう一つのJの全国民衆連帯の参加団体のリストである。ここでは全国連合、民主連帯のいずれか、若しくは両方に加入している団体があげられている。また資料9の場合と同じような理由で、全国連合と民衆連帯もリストに含まれている。

全国連合は1991年に設立されているが、民衆連帯はほぼ10年後である2003年に設立されている。設立年次の違いに見られるように、全国連合は1980年代の民主化運動を担った在野団体が組織的に再編されたものであるのに対して、活動空間が広がった金泳三政権下で急速に組織整備を行い1995年11月結成の民主労総を中心に、民衆運動組織を結集し

たのが民衆連帯である。

在野の活動最盛期は1990年前後までであったと言える。その在野の歴史を、簡単に振り返ってみる⁽⁴⁸⁾。在野という言葉が使われたのは1970年代の維新体制であり、80年代には在野運動圏や運動圏といった言葉もまた頻繁に使われるようになった。このような言葉が頻繁に使用されるようになった理由は、政権に対する反対派の活動空間の変化によるものである。1950年代の李承晩政権では国会が政権反対派の活動の場であった。1961年の軍事クーデターを経て、政権反対派の活動空間は国会の外に広がり始めた。これは反対派の担い手として1960年の4・19革命を主導した学生運動が台頭してきたことと重なっている。70年代の維新体制では反対派の活動空間としての国会は機能しなくなり、国会の外に活動の場が移った。国会の外における政権反対運動の担い手も野党政治家や学生にとどまらず、キリスト教聖職者、大学教授、弁護士、言論人に広がった。80年代の全斗煥政権期には、このように形成された在野運動圏の中に、学生運動を中心に反米・左派的主張が見られるようになった。在野運動圏は権威主義体制のもとで持続してきたのであり、1987年以降の民主化の中で存立基盤を狭めてきたと言える。政治体制の民主化に加え、盧泰愚政権による取締りの強化、政党支持をめぐる内部対立が在野運動圏の衰退を招いた。

全国連合と民衆連帯の規約文の理念的部分を見るならば、両団体に理念的、イデオロギー的な違いはない。

① 全国連合規約前文「全国連合は時代の課題である自主民主統一の旗のもと、労働者・農民など基層民衆を中心に各界各層の愛国的民主勢力を団結させるため惜しむことなく努力を傾けようとおもう。これを基礎にして、全国連合は反米自主化闘争を基本に民衆生存権闘争と祖国統一運動を結合させる広範囲な民衆闘争を展開してゆくであろう。」⁽⁴⁹⁾

② 民衆連帯規約第2条(目的)「全国民衆連帯は、民族民衆運動勢力の統一団結をはかり共同の連帯闘争を通じて新自由主義撤廃、民衆生存権争取、民主主義争取、民族自主・平和・統一争取を目的とする。」⁽⁵⁰⁾

労働者を中心とする民衆の生存権が保障される体制に転換しようとする左派的な民主主義とともに、南北統一を望む反米的な民族主義がともに含まれている。要するに、社会経済体制の変革と反米民族主義である。この二つが基調である。

全国連合と民衆連帯の違いは、やはり労働運動の組織化や合法化の違い、すなわち大衆運動の進捗状況が反映している。1989年1月結成の全民連(正式名称は全国民族民衆運動連合)が数年で全国連合に再編されるが、大衆運動の諸組織は、全民連が「学生運動的スタイル」「街頭示威と政治闘争」であるなどの理由から加入には消極的であった⁽⁵¹⁾。労働運動では当時、全労協(1990年1月結成。正式名称は全国労働組合運動協議会)が地域労組や中小企業労組によって結成されていたが、全労協もまた加入には消極的であった。この当時は軍部独裁政権の延長とされる盧泰愚政権を退陣に追い込む重大局面にあっただけに、全民連は盧武鉉政権の中間評価問題など政治闘争に熱心に取り組むが、他方、労働運動は1987年以降に本格的に展開し始めており、政府の強硬な取締りを考えるならば容易に政治闘争に加わることは難しかったのではないかと推測される。

全民連が政府の取り締まり強化と内部の政治的分裂によって弱体化した後、1991年に全国連合が結成される。この頃から活動家たちの間でも、在野という言葉を使わなくなってきた。在野という言葉を拒否して、その代わりに「民衆陣営」「進歩陣営」という言葉を使うようになった⁽⁵²⁾。その背景は、民主化によって在野が政党化して国会進出を図る中、国会内の政党政治である「制度圏」と街頭の在野との間に明確な一線を引くことの意味がなくなったことである。それならば民衆運動陣営の民衆の実体は何か。運動を勢力として支えられるのは、産業化の中で疲弊する農民でもなく少数の都市の最下層民でもなく、産業化を担う労働者においてほかにはない。この労働者が組織的な結集体を作り始めたのが1987年の民主化以降であり、1990年の全労協がその一つの大きな画期点である。しかし盧泰愚政権による法的根拠なき「不法団体」化による取り締

まり強化によって全労協もまた弱体化した。全国連合の発足は、このような状況の中においてであった。

民衆陣営を担うような労働運動の組織的結集がはかられるようになるのは金泳三政権、及び金大中政権以降のことである。1993年2月の金泳三政権発足後の間もなく、組合員30万名ほどの全労代（1993年3月結成。正式名称は全国労働組合代表者会議）が結成され⁽⁵³⁾、94年11月にそれを引き継ぐ形で民主労総準備委員会が結成され、95年11月に権栄吉を委員長に民主労総が結成されている。この段階では韓国労総が唯一のナショナルセンターであったが、民主労総は金泳三政権の労使関係改革委員会や金大中政権の労使政委員会に加わることで合法化への道を切り開いた（合法化が最終的になされたのは1999年11月）。1999年当時で民主労総は58万名の組合員を抱え⁽⁵⁴⁾、次のステップ、すなわち労働者政党の結成に乗り出すことになる。前段階の国民勝利21を経て、民主労働党が結成されたのは2000年1月である。民労党は、同年の総選挙では22万票（相対得票率0.7%）に過ぎなかったが、2002年12月の大統領選挙では権栄吉候補は96万票（相対得票率3.9%）、2004年の総選挙では民労党は277万票（比例代表の得票数。相対得票率13%）を得るまでに成長してきた⁽⁵⁵⁾。

民衆連帯が結成されたのは盧武鉉政権発足後の2003年5月である。民衆連帯の常任代表は全農（正式名称は全国農民会総連盟。資料10の15番）幹部であるが、共同代表には民主労総、民労党などの大衆組織や民教協（正式名称は民主化のための教授協議会。資料10の8番）などの市民団体の幹部をおいている⁽⁵⁶⁾。団体への役職配分では一見バランスをとっているようにも見えるが、民労党の権栄吉代表が共同代表の一人になっていることは見落とせない。民衆連帯の「民衆」利益との関係において労働者の組織的利益をどのように調整するのか、大衆組織と民労党との関係をどのように設定するのかという問題を抱え込むことになろう。この論点は民労党が2004年4月の総選挙で初めて国会議席を獲得して（地域区8、比例代表2の10議席）以降、問題化する可能性がある⁽⁵⁷⁾。

わずかな議席であれ、国会に進出した民労党は、もはや単純に政治から排除された存在ではなく、権力の運営に関与する存在としての面をもつようになるからである。その限られた利点を活用すべきなのかという課題が出てくる。民労党にまかせてみるのか、それとも民労党を支持しながらも警戒するのか。盧武鉉政権に対する民衆運動内での批判的支持も絡まりながら、問題化するのではないであろうか。

ここまで資料8、資料9、資料10の三つのグループについて、三つが異なるものと想定できることにかかわり、その特徴を順次説明してきた。

次に、この三つのグループごとに各団体の連帯型運動組織への加入状況を表14に見ることによって、グループとして設定することの妥当性について再度検討しなおす。以下、便宜的に資料8を経実連グループ、資料9を参与連帯グループ、資料10を民衆運動グループと呼ぶことにする。

全体的に大きく見るならば、経実連グループと民衆運動グループを両端に置き、その中間的なところに参与連帯グループが位置付けられる。

FからLまでのFGHIJKLの七つの連帯型運動組織は、表13の一覧表に見られるように、国家保安法撤廃(F)、反保守言論(GとH)、権威主義体制の清算(I)、対米抗議(K)、民衆運動(JとL)であり、国家保安法撤廃には自由主義的な人権保障の面もあるが、FGHIJKLは総じて左翼的な民主主義や反米的な民族主義の指向があるところである。その両方の理念的指向を強く持っているのが、既述したように民衆連帯(J)

表14 資料8、資料9、資料10における各連帯型運動組織への諸団体の加入率
(単位 %)

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
資料8 経実連グループ	30.2	45.3	50.9	100	98.1	13.2	7.5	0.0	5.7	0.0	5.7	0.0
資料9 参与連帯グループ	44.9	71.0	72.5	0.0	100	53.6	21.7	17.4	11.6	7.2	10.1	5.8
資料10 民衆運動グループ	22.5	75.0	35.0	0.0	12.5	62.5	17.5	40.0	32.5	77.5	47.5	42.5
上記資料全体における各連帯型運動組織への諸団体の加入率	34.6	63.6	56.2	32.7	77.8	42.6	16.0	17.3	14.8	22.2	17.9	13.0

(注) 上記資料全体における諸団体の総数は162である。

と全国連合 (L) である。

経実連グループでは、この FGHIJKL の加入状況が極めて低調である。この点を FGHIJKL の連帯型運動組織への加入率の平均値をもって確認すると、経実連グループが 4.6%、参与連帯グループが 18.2%、民衆運動グループが 45.7% であり、経実連が最も低い平均値となっている。この三つのグループを並べるならば、位置的には参与連帯グループは経実連グループ寄りの中間に置くことができる。表 14 の数値を個別的看着ても、経実連グループは朝鮮日報反対市民連帯 (H)、民衆連帯 (J)、全国連合 (L) に参加する団体は 0% であるのに対して、参与連帯グループは H が 17.4%、J が 7.2%、L が 5.8% となっている。参与連帯グループも数値的には低いが、経実連グループと異なる特徴を持っていることが伺われる。

このうち特に J と L の二つは、民衆運動グループに属する団体を選定するための基準とされたものである。参与連帯グループと民衆運動グループには重複団体がある。具体的には、資料 9 の基督教社会宣教連帯会議 (1 番)、民言論 (4 番)、民教協 (8 番)、民芸総 (14 番)、健康社会のための薬師会 (18 番)、民主労総 (21 番)、文化連帯 (31 番) の 7 団体である。このうち民主労総は、大田忠南民主労総という地域単位の組織が連帯会議の会員団体となっているに過ぎない。

視野を、参与連帯グループと民衆運動グループの二つに重複する団体から FGHIJKL にまでに広げてみるならば、上記の重複団体が理念的に民衆運動グループのものと最も親近性をもっており、それらを頂点にして広い裾野には、緩やかに、若しくは漠然とであるが民衆運動グループと理念的に親近性をともにするような団体がひかえていると見ることができよう。

参与連帯グループと民衆運動グループが重なりあう面とともに、異なる面についても見ておくべきである。ABC の三つの連帯型運動組織への加入率の平均値は、経実連グループが 42.1%、参与連帯グループが 62.8%、民衆運動グループが 44.2% である。参与連帯が 2000 年と 04 年

の総選市民連帯の主導的団体であることから参与連帯グループの平均値は高い。

その点を確認した上で参与連帯グループの変化を見ると、Cの2000総選市民連帯には72.5%の高さであるが、Aの2004総選市民連帯には44.9%であり加入率がかなり減少していることに気づく。このような減少には、総選市民連帯以外の落選運動もあった2004年の事情も関係あるうが、2004年の落選運動に対する市民社会の諸団体の関心と支持が弱まっていたことを示すものとして読むこともできるのではないか。AC間の減少は経実連グループにも見られるし、減少幅は小さいが民衆運動グループにも見ることができる。

経実連グループの特徴はABCの加入率の平均値が参与連帯グループのそれに比べ低いことに加えて、特にBの弾劾無効・腐敗政治清算汎国民行動への加入率が45.3%と低いことである。資料8の21番の経実連を見るならば、経実連がBの参加団体になっているとされている。これは経実連の地域団体（地域経実連）と経実連統一協会が会員団体であるためであり、経実連の中央組織が加入しているということではない。経実連の会員ごとに判断が分かれたと言える。経実連の中央組織は弾劾反対運動にどのような態度をとったのか、参与連帯や民主労働党とともに、ここで若干説明しておく。

経実連は、大統領弾劾訴追案可決を「国民を排除したまま党利党略的な次元でなされた野党の不当な行為」⁽⁵⁸⁾と規定して弾劾訴追案を撤回することを要求する一方で、「国民主権を徹底して排除し、国民を人質にした大統領、与野党の極端な政争が破局へと至ったものである」⁽⁵⁹⁾としている。基本的には弾劾訴追案を可決させたハンナラ党と民主党を非難しながらも、構図的には与野党の政争の帰結としている。国民には「弾劾に対する判断は究極的には憲法裁判所に任せ1ヶ月後に近づいた17代総選挙で冷静に自分の政治的意思表示をすることを」訴えている⁽⁶⁰⁾。街頭における大規模な蠟燭集会に対しては異議を唱えず沈黙しながらも、具体的には選挙という異なる解決方法もあるとする少々歯切れの悪い対

応である。

これに対して、参与連帯等の市民団体は弾劾訴追案可決を「議会クーデター」とし、政治状況を「与野党の政争を越えて87年の民主化抗争で花開いた我々社会の民主主義を覆すための古い政治勢力の正面挑戦…民主主義の転覆を狙ったクーデター状況で」としている。国民には「民主主義を守護するための汎国民運動に突入し、民主主義に挑戦する守旧既得権勢力の清算のための運動」を呼びかけている⁽⁶¹⁾。

経実連も参与連帯も野党の弾劾訴追案可決に対して非難する点では同じであるが、経実連は与野党の政争の帰結と見ているが、参与連帯及び市民団体は「民主主義を覆すための古い政治勢力の正面挑戦」と見ている。そして国民に対しては経実連は冷静に対応し選挙で意思表明することを求め、参与連帯は国民運動で守旧勢力を清算することを求め審判する投票日を待つことに言及していない。このような違いが経実連と参与連帯にあると言える。Bへの加入率が経実連グループでは45.3%、参与連帯グループは71.0%という違いには、経実連と参与連帯のこのような違いが、それぞれに近い市民団体の態度決定に反映していたか、若しくは共通していたものと考えることができよう。

民衆運動グループの民労党の立場は次のように整理できよう⁽⁶²⁾。弾劾訴追案可決を暴挙としながらも、かかる事態に至った責任は盧武鉉大統領自身とウリ党にもあるとする。弾劾政局は「保守政党間の主導権争いが激化し醜悪なもの」とする見方である。このような見方であるから、当然に「議会クーデター」という言葉には距離を置くし、そのような表現は誇張であるとする。それでは支持者にどのようにアピールするのか。確認できたのは「腐敗した保守政治をこの国から完全に剔抉するための汎国民的闘争に突入」することである。

民衆運動グループではBへの加入率は75.0%で高い数値になっている。民労党が汎国民的闘争を訴えたことの結果とも見られなくもないが、民労党あるいは支持者の中には弾劾反対運動に困惑している眼差しもある。弾劾反対運動がウリ党の一人勝ちになることへの率直な警戒であり、

それは労働運動内部に今も残り続ける金大中やウリ党に対する批判的
支持への不満の現われでもあり、批判的的支持を整理しなければならないと
いう気持ちにもなる⁽⁶³⁾。弾劾反対運動の街頭集会では民労党、民主労総
の存在感はないが、だからといって蹴飛ばして出ることもできない。教
員労組である「全教組は十数年前には金大中支持者の巣窟だった」し、
民労党の顧問でさえ選挙になれば本心を現し「金大中／ウリ党支持」宣
言を騒々しく発表するということは珍しいことでもない⁽⁶⁴⁾。このような
民労党や支持者の眼差しが、民衆運動グループの各団体にどれほど浸透
しているのかはわからない。ただ言えることはAの2004総選市民連帯へ
の加入率が民衆運動グループででは22.5%であり最も低いことである。
これはすでに論じた民労党の2004総選市民連帯に対する批判的な眼差
しと関連があろう。そのように考えるならば、AとBの対照的な数値に
民衆運動グループ内の混乱、あるいは困惑を感じ取ることができよう。

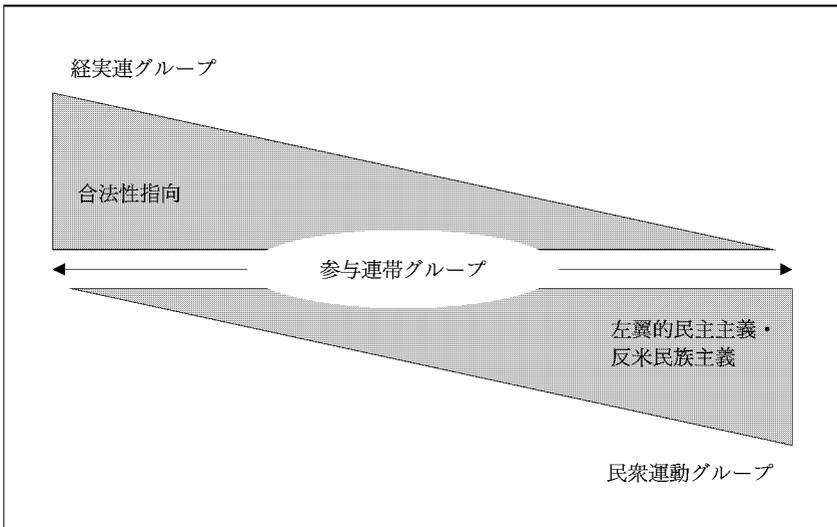
参与連帯グループと民衆運動グループの違いを説明するためにABC
の加入率の数値について説明した。結論的には、経実連グループと民衆
運動グループの中間的な位置に参与連帯グループがあるという記述の点
に加え、この三つのグループは、経実連グループと参与連帯グループ、
参与連帯グループと民衆運動グループのそれぞれにおいて重なる部分
があるという点である。経実連グループと民衆運動グループの間には重複
部分はないのであるが、他のグループ間で重複部分があるということは、
三グループを明瞭に切り分けることが難しいグルーピングであると言
うことができよう。このような素描はあくまでも12の連帯型運動組織の
データをもとに行ったものであり、個別具体的な構成団体の位置につ
いては、連帯型運動組織のデータが追加され結果が大きく修正されれば変
化しうる不確定な面を持っている。

ひとつ付言しておく。この三つのグループを理念的に、運動論的に、
一つの線分上に位置づけることができるのであれば、議論はより明快な
ものとなる。経実連、参与連帯、民衆連帯・民労党などの特性を語るこ
とはできるし、すでに述べているところである。だがグループ相互間に

重複があるだけに、これら代表的な団体の特性を、そのままグループ全体の特徴とするのは難しい。このような難点を承知した上で、これまでの検討を整理する意味でも、三つのグループを、理念の面と運動論的な面の両面において、どのような位置関係にあるのかを図5に示してみた。

ここでの理念的配列とは民衆連帯と全国連合に典型的に見られる左翼的民主主義と反米的民族主義の強弱であり、運動論的配列とは民主主体制のもとで運動を進めるときに現行法を尊重するのかの強弱である。この二つの方向のそれぞれの強弱は図中の三角形の高さによって示されている。合法性指向が強く、左翼的民主主義・反米的な民族主義が弱い線分の左側の方向に経実連グループは位置している。それと対照的に合法性成功が弱く、左翼的民主主義・反米的な民族主義が強い右側の方向に民衆運動グループが位置している。参与連帯グループはその中間的なところに位置していると考えられる。この線分は市民社会の諸団体を三つのグループに分けた上で、その三つを位置づけるために考えたものである。この三つを位置づけるための尺度であって、さらにハンナラ党やウリ党

図5 資料8、資料9、資料10の三つのグループの理念的・運動論的配列



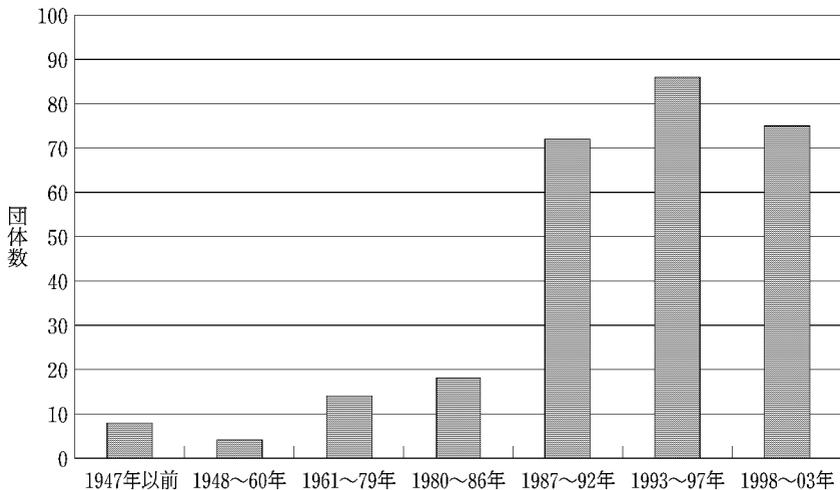
を位置づけるといったことまでは想定していないことを断っておく。

これまでの連帯型運動組織への加入状況の検討によって、経実連グループ、参与連帯グループ、民衆運動グループという三つのグループの想定が妥当性をそれなりに有していることが確認できた。

次に、資料7に列挙された367団体の設立年次を検討する。367団体のうち設立年次が判明したのは全体の76%の279団体である。この279団体の設立年次を、歴代大統領の政権期間ごとに見たのが図6である。ただし全斗煥政権のみ政権期間と一致していない。1988年2月の政権終了時点ではなく、6月民主化抗争のあった1987年が団体設立のターニングポイントであることから、図6では1980年から86年までの期間として、87年からの残余の任期は民主化抗争以降として1987年から92年までの盧泰愚政権期に含めた。

図6で明らかなように、資料7に列挙された団体の設立は1987年以降急増し、1987年から03年までは70から90の間で推移してきている。ここでは1987年がターニングポイントであり、団体数の増加はそれ以前とはまったく異なる様相を示していることを確認するだけで十分である。

図6 時期別にみた各連帯型運動組織の参加団体数の推移



次の表 15 であるが、ここでは図 6 と同じ設立時期を用い団体を分類し、その次に設立時期ごとの団体の連帯型運動組織への加入数を示した。例えば、2003 年の落選運動を中心的に担った総選市民連帯 A の参加団体では、1998 年から 03 年までの設立団体は 41 であり、1980 年から 86 年までの設立団体は 6 であるということである。右端の設立団体数の合計は各時期における設立団体数を示したものであり図 6 の数値と同じものである。この表 15 を見ることによって、連帯型運動組織の参加団体としては、どの時期に設立された団体が多いのか、また異なる設立時期ごとに団体がどのような連帯型運動組織により多く加入するのか、その点で何か傾向的な違いがあるのかなどを確かめることができる。

1987 年から 92 年までに新たに設立された団体は、その前の 1980 年から 86 年までに設立された団体に比べ、すべての連帯型運動組織への加入件数で増えている。これは民主化を背景に 1987 年以降、設立団体数が急増したことの結果である。

次の 1993 年から 97 年までの設立団体は、その前の 1987 年から 92 年の設立団体に比べ市民運動的な ABCDE への加入では変わるところがないが、民衆運動的な FGHIJKL に対しては加入にやや消極的であるように見える。

それでは 1998 年から 03 年までの金大中政権以降の時期に設立された団体はどうであろうか。2004 年の総選挙で見られた落選運動 A や弾劾反対運動 B については、1993 年から 91 年までの時期に設立された団体との違いはなく、同じ規模で団体が加入している。2000 年の落選運動 C が 31 団体と少ないのは、1998 年から 03 年の時期に設立された団体の中には、2000 年の落選運動が済んだ後に設立された団体が含まれているから、そのように少なくなるだけのことである。

このように 1993 年から 97 年までに設立された団体と比べ、1998 年以降設立された団体については連帯型運動組織への加入においては変わらない面もある一方で、連帯型運動組織の DE と J では設立時期に応じた違いを見出せる。

表 15 時期別にみた各連帯型運動組織の参加団体数
 (設立年数が判明した参加団体のみ)

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	設立団体数の合計
1947年以前	6	8	6	4	4	2	3	1	1	0	1	0	8
1948年～1960年	3	4	2	1	1	3	0	1	0	1	0	0	4
1961年～1979年	5	7	12	5	8	7	1	0	2	0	0	0	14
1980年～1986年	6	15	11	5	8	12	1	3	3	3	2	2	18
1987年～1992年	24	46	48	13	34	38	14	17	12	6	11	8	72
1993年～1997年	39	59	55	22	33	35	6	7	7	7	7	5	86
1998年～2003年	41	62	32	0	22	17	5	6	7	14	11	2	77
連帯型運動組織参加団体数の合計	124	201	166	50	110	114	30	35	32	31	32	17	279
上記参加団体数の総数(279)に対する比率(%)	44.4	72.0	59.5	17.9	39.4	40.9	10.8	12.5	11.5	11.0	11.5	6.1	100

1998年から03年の時期に設立された団体のうちDの市民協に加入している団体数が0である理由は、市民団体の連帯組織としての代表の役割が、市民協との合意のもとで連帯会議が発足し、連帯会議に移ったためである⁽⁶⁵⁾。市民協は2003年10月に政府によって民間非営利団体としての登録を抹消されているように、2001年の連帯会議の発足後は活動が著しく不活発になったと見ることができよう。

それでは1998年から03年までに設立された団体の中で連帯会議Eへの加入が促されたかと言えば、加入団体数は22にとどまっており、促されたとは言い難い。設立団体数が1993年から97年までの時期(86)に比べ、1998年から03年までの時期(77)が少し減っていることも一因かもしれない。

1998年から03年までに設立された団体の加入傾向を見るうえでJの民衆連帯は見落とせない。民衆連帯は2003年に設立された連帯型運動組織である。この新しい民衆連帯に積極的に呼応した団体は、1998年から03年の時期に設立された団体に多く14を数える。同様のイデオロギー指向をもつLの全国連合については2団体のみであり、Dの市民協と同様に新しい団体を加入させる魅力が乏しくなっていることを示してい

る。

この時期に新規設立された団体で民衆連帯に加入する団体は14であるが、この14は落選運動や弾劾反対運動のABCに加入する団体数に比べて少ないが、市民運動の常設で最大の連帯型運動組織である連帯会議Eとの格差は次第に狭まってきている。1993年から97年までに設立された86団体では、そのうちの33団体がEの連帯会議に加入しており、Jの民衆連帯に加入するのは7団体にとどまっている。他方、1998年から03年までに設立された75団体では、そのうちの22団体が連帯会議に加入し、民衆連帯には14団体が加入している。

このように差は縮まっているように見えるが、仮に連帯型運動組織には一つのみ加入で、しかも連帯会議しか加入していない団体まで対象に含めるならばEの数はかなり増えることが見込まれるため、ここでの議論は当てはまらなくなる可能性が大きい。また地方支部などで連帯会議の会員団体になっているケースを一つとしてカウントするならば、まったく別の数値が現れることにもなろう。つまり資料7を作成するに際して設けた二つ以上の加入の条件を取り払ってしまい、3236すべてを対象にするならば表15とは異なる数値を出すこともできる。

資料7を作成するに当たり、二つ以上の連帯型運動組織への加入を選別の基準とした理由は、既に述べたように数を減らす便宜的方法であると同時に、政府と市民団体の相互作用という政治現象を明らかにしてゆく上で考察対象に含めるべきか疑問符がつくような団体を排除しておく方法でもあった。例えば、参加団体が1000を超えるまで大規模化した2000年の落選運動に参加してはいるが、ほかの連帯型運動組織には一切かかわっていないという団体、また連帯会議や市民協のいずれか一つに加入しているが落選運動にはかかわらないという団体である。連帯型運動組織の参加団体リストにあがるような団体であっても、考察対象の範囲を広げれば広げるほど極めて周辺的な団体までも拾い上げてしまう恐れもある。参加団体のリストそのものが応援団一覧表の色合いもあるため、名前を出すにとどめる団体もあろう。多くの連帯型運動組織に必ず

名前があるような有名団体にも、この点は言えることである。有名団体の名義貸しのようなケースを排除することは極めて難しい。そこで本稿では先ほど例示したような周辺のケースを排除する方法として連帯型運動組織に二つ以上の加入を条件とした。このように周辺的で瑣末なケースを排除することが不適切な手法であるとは一概には言えないであろうし、周辺的で瑣末なケースまでも考察対象に含め検討するのが適切であるとも言えない。

このような限界が資料にはある。そのことを踏まえた上で、表15の数値に基づき、先ほど指摘した点が一定程度の信頼性をもちうることを確認しておきたい。これまで指摘した点で論点になるのは、市民協から連帯会議に市民運動の代表機能が移ってきたという自明なことではなく、Jの民衆連帯に代表される民衆運動にかかわるような団体が1998年から増え始める兆候を示しているということである。表15を見る限りであるが、周辺の瑣末な団体を除いた結果、ある程度以上活発に動く団体においては、連帯会議には及ばないが民衆連帯は連帯会議との差を縮めていると言える。このようなことが1998年から03年までに設立された団体について言える。

民衆運動グループに属する1998年から03年までに設立された団体として、どのような団体が登場してきているのか。資料10を見ることにする。1998年以降に設立された団体は27番の社会進歩連帯からである。27番からは40番までの14団体すべてがJの民衆連帯に加入している。その反面、落選運動のACに加入した団体は30番の文化連帯以外にはない。つまり民主労総や民労党につながる民衆運動的指向性がかなり強く、参与連帯につながる市民運動的指向性がかなり弱いと言える。権威主義体制期及びその崩壊後間もない時期に結成された団体であればACの落選運動とのかかわりも少なくない。したがって民衆運動グループの中においても、設立時期に応じ連帯型運動組織への加入傾向に違いがあることがわかる。

さらに気づく点は、33番の南北共同宣言実践連帯から40番の民衆連

帯までの8団体がKの米軍装甲車故シム・ヒョンスン、シム・ミソン殺人事件汎国民対策委員会に参加していることである。民衆運動グループ全体では19団体がKに加入しているが、そのうちの半分以上の10団体が1998年以降に結成された団体である。この汎国民対策委員会は団体として公式的には駐留米軍の撤退を主張したことはないが⁽⁶⁶⁾、アメリカ政府に対する抗議運動であるため民族主義の面を極めて強く持っている。

民衆運動グループの中でも1998年以降結成の団体に、左翼的民主主義と反米的な民族主義の二つが強く見受けられる。資料10の中の該当団体をあげてみることにする。

30番の労働者の力は1999年に結成されているが、その活動趣旨は「根本的政治・社会変革」のための「労働者階級政党建設」を掲げ「階級的左派陣営の力量の結集」を図ろうとするものである⁽⁶⁷⁾。

33番の南北共同宣言実践連帯は「南北統一」を理念として、外勢排撃と民族自主権を確立するため「反米反戦反核」活動を行っている。1998年大法院判決で国家保安法の「利敵団体」とされた韓総連の議長が常任共同代表になっている⁽⁶⁸⁾。

36番の統一広場も興味深い⁽⁶⁹⁾。統一広場のサイトのトップページには、瞬間的であるが南北朝鮮半島の絵の中に、南北首脳会談のときと思われる微笑む金正日総書記の画像や「社会主義の祖国……」の文字が掲げられた画像などが交互に出てくるようになっている。活動紹介の文章には「祖国統一のためにパルチザン活動をした愛国者と南側に下り統一事業をした『工作員』たちを殺人的転向工作の方法で弾圧した」とある。

40番の反米女性会は「反米」を団体名称に敢えてつけた稀有な団体である。反米女性会のサイトにある会長の挨拶文を紹介する。題目は「祖国に見事な革命の花を咲かせましょう」となっている。

「私たち同志はそうにして出会いました。出会い私たちは組織をつくり闘争しました。1年間様々な集会、闘争、集まりの中で本当に何度も泣きました。いまは私たちの涙を民衆の中に、そして祖国と民族の前に捧げようと思います。日帝植民地支配のもとで日本の奴らに二つの眼

を抉られても『私には今、眼はなくとも祖国の解放が見える』と叫び散華していった私たち女性の先輩たちの気概と愛国心の意志を受け継いで私たちは生きて行きます。私たちの抑圧と矛盾の根源である米国の奴らを追っ払い反米自主化闘争に私たちが立っています。自主的民主政府の樹立、連邦統一祖国建設、その道のそばに私たちはいつもいます。生命を孕み子供を育てる心で、今、祖国に身を捧げます。私たちの祖国に見事な革命の花を咲かせます。見守り激励してくださり、ともに行動してください。私たちは本当に一生懸命にやります。』⁽⁷⁰⁾

2002年12月14日のソウル市庁舎前の蠟燭集会とデモでは、民主労総、全教組、全農(15番)、反米女性会、天主教正義具現司祭団、民芸総(9番)などの団体が参加している⁽⁷¹⁾。このように反米女性会は活動的な団体である。

上記の諸団体はいずれも民労党や民主労総とともに民衆連帯の参加団体となっている。このようなイデオロギー性を明瞭に打ち出している団体が金大中政権以降に設立されてきていることが、一つの変化として注目される。

このような変化が起きてきた理由として、IMF危機の中で失業問題が深刻化したことを背景に急進的な変革の主張が出てきたとか、民主労総が政府の労使政委員会に参加するなど政権レベルの政策変化があったとか、さらに2000年南北共同宣言をもたらした金大中政権の太陽政策がイデオロギー的空間を広げたとか複数の理由を指摘できよう。現在の資料状況では、いずれの理由が最も説明力があるのか断定できるものはなく、これら複合的な理由によると推測するだけである。

資料8、資料9、資料10を用いて三つグループを検討してきた。次に、第1節で論じた政府内組織への抱き込みと、三つのグループとがどのような関連性をもっているか見ておくことにしたい。

表16は、政府内組織に抱き込まれた者たちが経実連グループ(資料8)、参与連帯グループ(資料9)、民衆運動グループ(資料10)の団体のメンバーとなっている場合を確認したものである。政府内組織に抱き

込まれた者たちのリストは、資料3（経実連の役職者）、資料4（参与連帯の役職者）、資料5（金大中によって抱き込まれた者）を使っている。例えば、資料3の経実連の役職者には、当然であるが経実連メンバーが多数いるが、表17ではメンバーの人数を記入することはせず、メンバーが一人でもいれば灰色で塗りつぶすことにとどめた。以下、三点を指摘しておく。

第一に、表16で示されている抱き込みと団体メンバーとの重複結果は、全体像の一部を示したものに過ぎないことである。資料3、資料4、資料5に掲載されている抱き込まれた者たちがメンバーとなっている団体はかなりの数になる。この団体のうち連帯型運動組織に二つ以上加入している団体が選ばれており、表16は、この選ばれた団体の中での重複を示しているに過ぎない。このような作業方法の妥当性と限界については表15のところで論じており、ここでは表15と同様に、表16の結果についても一定程度の信頼性はあるということと述べるにとどめておく。

第二に、そのことを踏まえた上で、資料8の合計数が24、資料9の合計数が23、資料10の合計数が5となっており、抱き込まれた者たちが民衆運動グループの団体メンバーになっている場合が少ないことを指摘できる。民衆運動グループの急進的な理念からすれば、このような結果は当然のようにも思われる。

しかし資料上の制約を見落としてはならない。そもそも資料5が列挙した金大中によって政府内・政党内に抱き込まれた在野運動圏・市民運動経歴保有者のリストが不十分なものであるということである。労働運動の活動家や労使政委員会が十分に含まれていない問題がある。また資料10には民主労総があげられているが、民主労総の文字がつかない労組は「労働組合」に一括し、個別具体的な団体を示す資料10には含まれてはいない。例えば元豊毛織労組支部長の経歴をもつ方鏞錫（資料5の20番）は金大中政権で公社理事長を経て労働部長官に就任している。この元豊毛織労組は資料7、資料10や表16には出てこない。今回の分析では煩雑さを避けるため言及しなかったが、個別的な労組を資料10にあげ

表 16 政府によって抱き込まれた市民運動・在野運動圏経歴保有者たちの諸団体(資料8、資料9、資料10)とのかかわり

資料 8	資料 3	資料 4	資料 5	資料 9	資料 3	資料 4	資料 5	資料10	資料 3	資料 4	資料 5
	経実連	参与連帯	金大中		経実連	参与連帯	金大中		経実連	参与連帯	金大中
興士団				韓国女性団体連合(女性連合)				全泰宅記念事業会			
韓国 YMCA 全国連盟				民主化のための全国教授協議会(民教協)				民主化のための全国教授協議会(民教協)			
韓国消費者連盟				韓国女性民友会(女性民友会)				韓国民族芸術人総連合			
消費者問題を研究する市民の会				学術団体協議会				民主主義民族統一全国連合(全国連合)			
韓国女性の電話連合(女電)				民主社会のための弁護士会(民弁)				小計	2	1	2
経済正義実践市民連合				韓国民族芸術人総連合(民芸総)				合計	5		
人間教育実現父母連帯				韓国基督教社会宣教協議会							
緑色交通運動				参与連帯							
環境運動連合				言論改革市民連帯(言改連)							
クリスチャンアカデミー社会教育院				環境正義市民連帯							
新社会共同善運動連合				市民社会団体連帯会議							
正しい言論のための市民連合(正しい言論)				ともに行う市民行動							
緑色連合				小計	10	5	8				
不正腐敗追放市民連合会(腐追連)				合計	23						
緑色消費者連帯											
わが民族互いに助け合う運動											
全国帰農運動本部											
行政改革市民連合											
小計	17	2	5								
合計	24										

ても、連帯型運動組織に一つでも加入する個別的な労組のうち抱き込みと重なるケースはない。そもそも元豊毛織労組の名前は連帯型運動組織の総数 3,236 団体の中にはない。今回の資料に基づく分析が完璧と言うことはできないが、市民運動や権威主義体制期の在野運動圏に関与した人物の範囲内ではかなりの信頼性はあると考えている。問題は、金泳三政権期及び金大中政権期に設けられた労使政三者の協議機構とそれらへ

の民主労総役員の参加の取り扱いである。人数的に少なくとも政治的には大きな意味を持つことも考えられる。この点については本稿では考察対象からはずしており、金大中政権期の労使政委員会については別途考察する予定である⁽⁷²⁾。

第三に、資料8の経実連グループと資料9の参与連帯グループのいずれにおいても、資料3の経実連幹部が団体メンバーとなっており、同様に資料4の参与連帯幹部も、資料5の金大中によって抱き込まれた者たちも団体メンバーとなっていることを指摘できる。

例えば、経実連幹部の経歴を集めた資料3の99番の朴珠賢は、資料9の参与連帯グループに属する7番の韓国女性団体連合、9番の韓国女性民友会、12番の民主社会のための弁護士会のメンバーであるとともに、1992年からは経実連の中央委員につき、03年には大統領秘書室国民参与首席秘書官に就任している。参与連帯幹部の経歴を集めた資料4の14番の朱宗桓は、資料8の経実連顧問に93年に、資料9の参与連帯顧問に94年に就任しており、政府内組織には朴正熙政権、金泳三政権のもとで農業政策審議会委員になっている。

ここでは実人数が示されておらず、一人でもいれば塗りつぶされているという問題はあるが、ある傾向を示していると考えられる。政府内組織に抱き込まれている者たちにとっては、資料8の経実連グループと資料9の参与連帯グループの間にある垣根ある程度は低くなるという傾向である。しかしこのことは抱き込まれた者たちに限られることではないのかもしれない。両グループにはそれなりの違いはあるが、両グループに属する諸団体の政治性や指向性にはそもそも多様なものがある。すでに指摘したが、資料8、資料9、資料10の三つのグループは重複している。したがって経実連グループと参与連帯グループの間にある垣根を越えて行き来しているケースが少なからず起こりうるということである。

ここまで検討してきたことは、以下のように整理できる。

第一に、盧武鉉政権のもとで政府と市民運動の相互関係が金大中政権期のそれと比べ、どのように変化してきているのかについて検討した上

で、政府と市民運動の共同事業を組み入れた政治の構図を描いてみた。

第二に、政府と市民社会の諸団体との相互作用において市民社会側の担い手がどのような団体であるのかについて、独自のデータをもとに考察を行った。政府と市民社会の団体の相互作用には大きく見て三つのグループがあり、この三つのグループは同質性と異質性を分け合いながらも、全体的にイデオロギー的な幅を広げてきていることがわかった。

第三に、三つのグループと政府内組織への抱き込みとの関連を見た。経実連グループ、参与連帯グループの団体と抱き込まれた者たちの経歴中の団体が重なるのに対して、民衆運動グループ内の団体では政府内組織に抱き込まれた者たちの経歴中の団体との重なりがほとんどないことがわかった。

共同事業の展開をこの文脈の中で考えるのであれば、抱き込みの有無と市民社会の団体に対する政府の制御能力を想定してみることもできよう。これを検証するには抱き込まれた人物を特定するだけではなく、その人物の政治的影響力などを具体的に論じなければならない至難な作業が必要になる。加えて抱き込みと直接的には関係のない「批判的支持」や「改革の同伴者」の意識など団体や市民の判断と選択を左右する可能性のある要因もまた考慮しなければならない。抱き込みがあるから制御能力もあるという推論は単純すぎるが、抱き込みがなされないだけ団体に対する制御能力を強める機会を減らすという推論は可能であろう。つまり民衆運動グループのことである。民衆運動グループが政府によって制御されることなく「暴走」する可能性もある。とりわけ民族主義的な主張や労働運動の実力行使で起こりうる。しかし民衆運動グループの内部的結束にも批判的支持のため弱点がある上に、イデオロギー的急進性ゆえに大衆動員能力も限られており、市民運動が主導的に作り上げる運動の枠組みを越えることは難しかった。

第1節で抱き込みにかかわる人について、第2節の本稿部分では団体について、次に第2節の残りの部分で運動について論じることになる。具体的には、金大中政権での第二の建国運動、落選運動を主たる対象とし

て取り上げ、それらを共同事業として位置づけることについて検討するであろう。

〔付記〕本稿は「地球市民社会の政治学」(平成14年度～17年度文部科学省科学研究費基盤研究(A)(1):研究代表者・中村研一北海道大学教授)の研究成果の一部である。

注

- (1) 市民運動家等の経歴については、拙稿「民主主体制定着期の韓国における政治と市民社会(1)」(『札幌学院法学』第20巻第2号、2004年3月、221～315頁)に資料が収録されている。この資料については、不十分な点があるため補強し、また遺漏した点、特に誤記などを訂正したものを、本号の『札幌学院法学』(第21巻第1号)に「資料 韓国における市民団体経歴保有者について」として別途掲載している。以後、資料3、資料4、資料5、資料6とは前号に掲載した資料ではなく、本号に資料として別途掲載した訂正版である資料3、資料4、資料5、資料6のことを指す。ただし資料5の40番からの追加については、本稿での分析に含めていない。
- (2) 「第二建国国民運動 — 特別対談」『大韓毎日』1998年9月21日。KINDSのホームページ、<http://www.kinds.or.kr/>より取得。「大韓毎日」は1998年11月に「ソウル新聞」に名称変更している。この新聞は政府系であることを付言しておく。
- (3) 「ハンギョレ」1998年8月20日。<http://www.kinds.or.kr/>より取得。
- (4) ハンギョレの創刊経緯やその後の事情を知るには、伊藤千尋『たたかう新聞「ハンギョレ」の12年』(岩波書店、2001年)が役立つ。但し内容的にはハンギョレと関係者たちを讚えるものである。
- (5) 成裕普と金重培の二人の経歴については、本号『札幌学院法学』(第21巻第1号)に別途掲載の資料5の追加部分を参照のこと。
- (6) 孫浩哲「国家 — 市民社会論：韓国政治の新たな提案なのか?」、前掲『市民社会と市民運動2』17～49頁。孫浩哲『現代韓国政治：理論と歴史1945-2003』ソウル、社会評論社、2003年、615～618頁。
- (7) 孫浩哲「新自由主義的世界化攻勢と韓国の従属的新自由主義」(発表レジメ)。「連帯と省察、社会フォーラム2002」のホームページ、<http://www.profesornet.org/forum2002/>より2004年7月8日に取得。
- (8) 「汎国民の大統領候補に金大中顧問を推薦する — 民主勢力の候補単一化に対する民統連の決議」『民統連 民主統一民衆運動連合評価書(Ⅰ) — 資料

編——』ソウル、民族民主運動連合研究所、1989年、182～183頁。当時の民主化運動に関連する一次資料は一部であるが、インターネット上の「インターネットで会う6月抗争」というホームページで見ることができる。URLは、<http://www.610.or.kr/main.php>である。

(9) 「軍部独裁打倒共同闘争委員会を結成して汎国民候補を積極支援しよう!」、前掲『民統連 民主統一民衆運動連合評価書(Ⅰ)——資料編——』184～185頁。

(10) 金權泰「——金權泰メッセージ——民衆運動の発展と選挙を通じた民族自主化と民主革命に関する私の見解」『87韓国政治事情 声明書集』ソウル、民衆社、1988年、208～209頁。この文書の作成日付は1987年10月16日である。

(11) ここで70年代学生運動の指導者である金權泰と並ぶ張琪杓(チャン・ギピョ)が1987年の大統領選挙後に書いた文章を見ておく。「相対的進歩性に立脚した支持は『批判的支持』であると説明されていた」とされているように、民統連の文書中の「相対的進歩性」の言葉まさしく「批判的支持」のことであった。次に、張琪杓は「相対的進歩論はたとえそれが批判的支持という名前で民衆民主勢力の主体性を放棄しなかったことを強調しようとしたにもかかわらず、結果的に民衆民主勢力の独自性(主体性)を破壊することに決定的に寄与していることを看破しなければならぬであろう」としている。このような批判が妥当であるかが政治的論争の的であっただけに、ここではその論争の是非については踏み込まない。確認すべき点は、民統連の中の批判的支持派の批判性については、そもそも批判性がないではないかといった非難があり、「批判的支持」ではなく、ただの没主体的な「支持」ではないかという厳しい見方もあったという事実についてである。張琪杓『80年代の状況と実践』ソウル、ハンギル社、1991年、258頁。1992年の大統領選挙のときに再び金權泰は在野独自候補擁立論を批判している。金大中と連携して勝利する機会をみすみす捨て、どうせ敗北するなら金大中を支持せずに独自候補を出すべきという動きは敗北主義であると批判している。政治的論争は続いていた。金權泰の議論については、金權泰「在野の反省、在野の選択」『新東亜』1992年11月号、316～323頁。この種の議論は、1997年の大統領選挙でも、2002年の大統領選挙でも、民主労総系の大統領候補との間で規模は縮小しても繰り返されたのである。金榮鎬の前掲書には、1997年大統領選挙における在野運動勢力内部の金大中支持の動きについて詳しく記述されている。金榮鎬、前掲『現代韓国の社会運動 民主化後・冷戦後の展開』184～190頁。

(12) 「『2000年総選連帯』と比較」『ハンギョレ』2004年2月4日。「現役議員16名落選運動対象/環境・女性団体各々選定」『ハンギョレ』2004年2月5日。<http://www.kinds.or.kr/>より取得。

(13) 総選挙終了後、国民日報は落選運動について「市民団体の選挙影響力減つ

た」との見出しで「2000年の16代総選挙に比べて、規模も減り『弾劾風』にうずもれて影響力をかなり失ったというのが全般的な評価だ。」「弾劾問題が候補評価の基準に浮上して大規模な名簿が発表され公平性は是非に巻き込まれて落選運動の影響力が縮小したということである」と記している。ただしこのような見方に対して、2004総選市民連帯の金起式・執行委員長は「弾劾に賛成した議員たちを落選対象に含めたことが無理だという批判は多かったが、60%を越える支持率が見られた」としている。「選択4・15/党・落選運動評価——市民団体の選挙影響力減った」「国民日報」2004年4月16日。<http://www.kinds.or.kr/>より取得。似たような記事は東亜日報にもある。総選市民連帯関係者は「17代総選挙でも落選運動はある程度寄与したが弾劾変数が大きかった」とする一方、総選市民連帯は地域主義が弱まった地域における「有権者の投票行為に影響を及ぼした」との声明文を発表している。「東亜日報」2004年4月16日。東亜日報のホームページ、<http://www.donga.com/>より取得。影響力の評価はもともと難しい。ある選挙結果が出たからと言って、それが落選運動の結果だったとみえず難しさは、弾劾反対運動が落選運動に重なっただけに難しい。弾劾訴追案可決後について言えば、両者の効果は見分けがつかなくなった。金起式・執行委員長が言う支持率60%以上という数字は、弾劾訴追案が可決される2ヶ月前の2004年1月に参与連帯によって行われた世論調査結果に基づいている(2004年1月500名対象)。下記の表に見られるように、2004年には賛成の合計は66.8%であり、確かに60%を越えている。それだけを見れば支持は高いと言えるが、2000年の79.8%と比べてみると賛成の合計は10数%減少している(2000年1月1000名対象)。逆に、反対の合計が同じ程度増えていることもわかる。数値的には10数%の変化であるとは言え、賛成が減り反対が増えていることがわかる。数値からは読み取れないところを見るならば、「賛成するほうだ(多少賛成)」と「反対するほうだ(多少反対)」という回答のもつ曖昧さは2000年よりも2004年のほうが強くなっており、60%以上の支持はさぼどしっかりとしたものではなかったと言うことができよう。むしろ冷めた雰囲気であった。弾劾訴追案の可決前の3月初旬に、参与連帯のスタッフの方に落選運動の状況についてインタビューしたときの筆者の印象である。それだけに弾劾訴追案可決以後の状況変化は激しく、2000年のときに比べ沈滞した観をぬぐえなかった落選運動は弾劾に対する国民的反発と熱気の中で、ようやく活気を帯び始めたのである。2000年の世論調査資料については、「2000年総選市民連帯 発起記者会見資料」(2000年1月12日)『有権者革命100日間の記録 総選連帯白書(上)』(以下、『総選連帯白書(上)』と略す)ソウル、総選連帯受任委員会、2001年、16~20頁。2004年の世論調査資料については、「国民の落選運動支持率66.8%」の記事(2004年1月20日)を、Korea.comのホームページより取得。URLはhttp://issue.korea.com/news_today/stat

表 17 2000 年及び 2004 年の落選運動に対する支持率

	2000 年	2004 年
積極的に賛成	40.0	35.7
賛成するほうだ (多少賛成)	39.8	31.1
賛成の合計	79.8	66.8
積極的に反対	1.8	10.9
反対するほうだ (多少反対)	13.7	16.3
反対の合計	15.5	27.2
わからない	4.7	6.0

_read.asp?seqno=6290&type=9 である。

- (14) 「総選有権者運動、『半分の成功と失敗』」「プレシアン」2004 年 4 月 7 日。2004 総選ムルカリ国民連帯のホームページ、<http://www.mulgari.com/info.htm> より取得。
- (15) 2000 年の落選運動の選定基準については、「2000 総選 15 代国会議員公薦反対名簿」(2000 年 1 月 24 日)『総選連帯白書(上)』25～44 頁。2004 年の落選運動については、「2004 年総選 落選対象者名簿発表記者会見」(2004 年 4 月 6 日)、3～12 頁。2004 総選市民連帯のホームページ、http://www.redcard2004.net/article/article_view.php?article_id=11049 より 2004 年 6 月 15 日に取得。
- (16) 第 17 代国会議員選挙における立候補者名簿は、中央選挙管理委員会のホームページ、<http://www.nec.go.kr/extern/main.html> より 2004 年 7 月 18 日に取得した。この名簿と、選挙結果に関する新聞記事を照合して、ウリ党立候補者中の第 16 代議員経歴保有者の人数をチェックした。
- (17) 表 11 を作成するため、落選対象者については前掲「2004 年総選 落選対象者名簿発表記者会見」(2004 年 4 月 6 日)の資料を、当選者数及び候補者数については韓国の中央選挙管理委員会のホームページにある第 17 代国会議員選挙関連情報を利用した。
- (18) 表 12 を作成するため、前掲「2000 総選 15 代国会議員公薦反対名簿」(2000 年 1 月 24 日)の資料を利用した。
- (19) 前掲「2004 年総選 落選対象者名簿発表記者会見」(2004 年 4 月 6 日)、3～4 頁。
- (20) 落選運動の選定基準は、腐敗・非理行為、選挙法違反行為など法を犯したことが問題視されるだけでなく、手続き問題のみに還元しきれない問題、具体的には弾劾訴追問題を扱っていた。弾劾訴追を非難するに当たり用いられる「牽制秩序を紊乱」「民主主義を蹂躪した」という文言は、弾劾訴追案可決の手續きに法的瑕疵があるということを示そうとするものであり、それゆえ弾劾訴

追可決は「議會クーデター」(弾劾無効・腐敗政治清算汎国民行動)であるということになる。しかし弾劾反対運動に際して市民団体の声明文を読むならば、弾劾訴追を可決するために必要な法手続きが国会によって守られたのかという手続き問題とともに、「守旧既得権勢力の清算」「旧時代の清算」というような実質的な問題、すなわち党派の問題が同時に論じられていることに気づく。2004年の総選市民連帯は弾劾訴追以降、道徳性を超えて、政治的党派性を抱え込むことになったと言える。2000年との比較で言えば、2000年の落選運動でも似たような落選候補選定基準があり同様の党派性を見出せるが、全体の基調は与野党を含む腐敗・無能政治人の追放であった。2004年の落選運動については、前掲「2004年総選 落選対象者名簿発表記者会見」(2004年4月6日)を参照。弾劾反対運動の声明文については、例えば、弾劾無効・腐敗政治清算汎国民行動の「〈弾劾無効民主主義100万人大会〉国民の皆さんにささげる文」(2004年3月20日)を参照。弾劾無効・腐敗政治清算汎国民行動の資料は、同団体のホームページ、<http://www.anti312.net/board/list.php?page=7&board=anti312notice&kf=&kw=&sf=&so=より>、2004年6月16日に取得。

(21) 「[声明]民主的手続きを無視して派兵同意案を処理するのであれば落選運動は不可避」2003年3月27日。参与連帯のホームページ、http://www.peoplepower21.org/article/article_view.php?article_id=8361より2004年7月18日に取得。

(22) 「派兵反対国民行動は拙速処理の先頭に立つ国防委員に対しては、その無責任と不実議政活動に対しては落選運動で審判するであろうと警告してきた。」イラク派兵反対非常国民行動「派兵案拙速処理国防委員、落選運動は不可避 本会議否決が有権者審判を免れる最後の機会」(2004年2月10日)、参与連帯のホームページ、http://www.peoplepower21.org/article/article_view.php?article_id=10328 #より2004年6月7日に取得。

(23) 韓国のインターネット新聞についての紹介としては、鄭旻「インターネット新聞の躍進」『世界』岩波書店、2003年8月号、169～174頁。「オーマイニュース」も「プレシアン」も「進歩的」な立場をとっていると説明されることに異論はないが、「オーマイニュース」と「プレシアン」の違いも含めマスメディアにおける言論戦争に言及し、メディアと政治に関する特殊事情を理解することも大事である。言論戦争とは、金大中政権に始まり盧武鉉政権のもとでも繰り広げられている政府と大手新聞社(朝鮮日報、東亜日報、中央日報)との権力闘争であり、この言論戦争には市民運動も加わり、朝鮮日報のインタビューに応えない、朝鮮日報を買わない、読まないなどのキャンペーンを進めるアンチ朝鮮日報運動が展開されている。

(24) 「弾劾賛成議員135名落選、派兵賛成議員は除外 総選市民連帯落選者名

簿発表の『明と暗』「プレシアン」2004年4月6日。プレシアンのホームページ、<http://www.pressian.com/>より取得。

(25) (14)に既出のプレシアン掲載の記事「総選有権者運動、『半分の成功と失敗』」より引用。

(26) 掲示板の投稿文も含め、民主労働党のホームページ、http://www.pangari.net/zboard/view.php?id=2004_article&page=1&sn1=&divpage=1&hid=&rid=&sn=off&ss=on&sc=on&select_arrange=headnum&desc=asc&no=242より2004年6月8日に取得。

(27) 2004年4月の総選挙が終わり、落選運動を主導した市民団体と政府との「共助に亀裂が生じた」とする記事がある。以下、引用しておく。「これまで盧武鉉政府と大多数の進歩性向の市民団体は大統領弾劾事件と政治改革、言論改革など懸案に対して歩調を合わせてきた。理念的性向が似てもいるからであるが、互いの利益のために共存と協力が必要であったためである。しかし最近このような共助に亀裂が生じている。これは政府と与党がイラク追加派兵を公式決定したことから始まったということが市民団体内部の視角だ。参与連帯や民衆連帯など350数団体で構成されるイラク派兵反対非常国民行動は政府が多数与党の力で押しつけて横暴を振るっていると反発している。」この記事の見出しは「市民団体、『政府への気持ち冷める』(韓国語は정부에 정대기)」である。「東亜日報」2004年6月18日。東亜日報のホームページ、<http://www.donga.com/>より取得。政府との関係で、このように市民団体の熱が冷め、また熱くなるといった揺らぎは続くのであろう。「共助」については、まさにその通りであるが、「亀裂」については疑問である。本稿の脱稿後に、盧武鉉政権サイドのインターネット新聞であるオーマイニュースの記者が書いた市民運動批判の文章を読むことができた。イラクの武装勢力による韓国人人質殺害後の中で、市民団体が盧武鉉政権の派兵責任追及を避けようとし、責任追及をしようとする左派陣営の声が市民団体によって受け入れられない様子取材している。政権支持的なオーマイニュースの中にいる記者が、有名な特定の市民運動団体を名指しで盧武鉉大統領と以心伝心の関係にあるとか過度に政権擁護的であるとか、また盧武鉉に「大統領様、派兵しないでください」と「泣訴型運動に転落しているよう」であるとまで批判していることは注目される。キム・テギョン「盧政権と市民団体、癒着あるいは共存？」『月刊 人物と思想』ソウル、2004年9月号、27～39頁。

(28) Samuel P. Huntington & Joan M. Nelson, *No Easy Choice Political Participation in Developing Countries* (Massachusetts, Harvard University, 1976), pp.7～9.

(29) 今回作成したリストでは、市民社会団体連帯会議の会員団体については『韓国民間団体総覧』(ソウル、市民の新聞、2003年)に掲載のリストを利用し

た。本稿を作成した後に、市民社会団体連帯会議のホームページが更新され「参与団体现況」が新規にアップされているのを見つけた。それには 356 の団体が掲載されている。本稿では 217 団体であり 100 団体以上の差がある。これについては本稿を改める際に利用することにしたい。

(30) 「明日新聞」2003 年 10 月 30 日。http://www.kinds.or.kr/より取得。

(31) 釜山参与自治市民連帯については、スタッフの方に 2004 年 8 月 25 日インタビューし確認した。

(32) 例えば、日本では特定非営利団体の法人が一般に NPO と呼ばれているが、大学、宗教組織、美術館などを含む米国の NPO の考え方は大きく異なるものである。この点については、電通総研『NPO とは何か』（日本経済新聞社、1996 年）の第 2 章、第 3 章を参照のこと。このような用語法の違いは類似概念の NGO にもある。韓国における NGO という言葉の使われ方には、民主化以降に民主化や改革に取り組む市民運動団体というニュアンスが含まれているという。この点については、喜喜吟『韓国民間団体総覧』1997 年版、2000 年版、2003 年版の分類と調査の性格、『韓国民間団体総覧(上)』（2003 年）に収録の「解説」を参照のこと。この点は日本では NPO が使われ、韓国では NGO が使われることの違いを説明してくれる。日本では市場との違いを強調するため非営利性を強調し、韓国では国家権力からの自律性（つまり官辺団体ではないこと）を強調するため非政府（non-governmental）を強調すると説明できようか。また日本の特定非営利団体が介護の有料サービス事業を促進することに狙いがあっただけに、韓国で見られる NGO 概念における政治的な市民運動のイメージは、日本の NPO では弱まっている。

(33) 金大中政権期と比べ、金泳三政権期の経実連などの市民運動についての論文等の文献は格段と少ない。断片的なものになるが、朴智連「政策決定過程で市民団体の役割に関する研究——経実連と参与連帯を中心に——」慶熙大学校行政学大学院碩士（修士）論文、2001 年、67 頁に、金泳三政権に対する経実連の態度について若干の言及がある。またユ・パルムは、経実連が金泳三政権と友好的な関係を結んだとして、朴世逸や李永熙が政府の公職や与党に進出したことを指摘しているが（二人の経歴については資料 3 を参照のこと）、筆者が前号（『札幌学院法学』第 20 巻第 2 号）で、政府による市民団体指導者の抱き込みについて検討したように金泳三政権に比べ金大中政権のほうが大規模になされたというのが筆者の結論である。残念ながら筆者が利用した複数の人物データベースでは、李永熙が青瓦台政策企画首席秘書官に就任したとしているというユ・パルムの指摘を確認できなかった。本稿のデータに不十分なところが残ることは率直に認めるが、抱き込みについては金泳三政権について言及するのは当然としても、金大中政権について言及しなければ政府と市民運動の関係を論じたとは言えない。ユ・パルムの論文は既出であるが、「非政府社会

運動団体(NGO)の歴史と社会的役割 社会運動と政府との関係を中心に」、前掲『市民社会と市民運動2』217頁、410頁。本稿の脱稿後、経実連に関する、次の二つの論文を入手することができた。キム・ソンミ「NGOの政策的影響力：金融実名制実施の事例分析」『韓国政治学会報』37巻5号、2003年冬、99～125頁。キム・グヒョン「韓国における市民運動団体の成長と衰退——経済正義実践市民連合の事例」ソウル大学校博士学位論文、1999年。キム・ソンミ論文は経実連の影響力について、もっぱら政策提言に焦点を絞って考察したものでありガバナンス理論への貢献を目指している。韓国政治の民主化以降の現状を理解しようとする観点からは物足りなさを感じる論文である。キム・グヒョン論文については別の機会に触れることにしたい。

(34)「韓国市民団体協議会／国内最大の市民団体連帯機構として発足」『世界日報』1994年8月29日。<http://www.kinds.or.kr/>より取得。この記事によれば、前年2月に結成された正社協が2年経たず解体された理由として、正社協に加入しなかったYMCA、YWCA、環境運動連合のために正社協を解体し、新たに市民協を発足させたとしている。

(35)引用箇所も含め「改革『民間意識運動』拡散／経実連など36団体27日『正社協』発足」『ソウル新聞』1993年5月23日。<http://www.kinds.or.kr/>より取得。金泳三政権の公報処次官は「改革の成功のためには国民の意識が変わらなければならない」「市民団体が先頭に立って国民意識改革運動次元に発展させてゆくことは望ましい」と肯定的に反応している。この発想は金大中政権発足後の第二の建国運動と類似しており、金泳三政権と正社協の関係については関心あるところであるが、新聞資料では、いずれが主導したものであるのか、政府とは関係なく経実連などの市民団体主導で進められたものなのか断定できる資料はない。

(36) 同上。

(37)「文民改革 官主導から民主導に／『正社協』発足の背景と運動方向」『ソウル新聞』1993年5月23日。<http://www.kinds.or.kr/>より取得。また準備委員会委員長は結成過程から官辺団体と在野団体を除外したことを明らかにしている。「改革『民間意識運動』拡散／経実連など36団体 27日『正社協』発足」『ソウル新聞』1993年5月23日。金榮鎬の前掲書に、正社協結成の直前の5月10日に結成された「民主抗争記念国民委員会」について「在野と市民の共同闘争が試みられた」とする記述がある。金榮鎬、前掲『現代韓国の社会運動 民主化後・冷戦後の展開』155頁。この組織に関する詳しい事情は明らかではないが、第一に金泳三政権以降の取り締まり緩和を背景に在野の金權泰主導で在野の活性化を狙い結成された組織であり、第二に共同実行委員長に金權泰とともに就任している経実連の徐京錫事務総長が「究極的には在野と市民運動が一つにまとまるということに異論の余地はないが、下手な連帯はむしろ逆

効果になりうる」と述べているように、この団体は1ヶ月ほどで活動中断に追い込まれたのである。徐京錫は「合法的空間の枠組みの中で漸進的に問題を解決する」ことの重要性を強調しており、在野の民衆運動がこれを受け入れることが連携の基本原則であった。徐京錫「市民、在野運動の正しい連帯のために」『経済正義』ソウル、経済正義具現所、19号、1993年、114～119頁。また「在野——市民団体 慎重な『連帯』／『民主抗争国民委員会』発足の意味」『ハンギョレ』1993年5月10日。<http://www.kinds.or.kr/>より取得。

(38) 経実連の趣旨宣言文より引用。経実連のホームページ、http://www.ccej.or.kr/INTRO/intro_main02.htmlより2004年7月28日に取得。

(39) (34)と同じ。

(40) (34)と同じ。

(41) 曹喜吟、前掲「総合的市民運動の構造的性格と変化展望に対する研究『参与連帯』を中心に」ユ・パルム、キム・ジョンフン編『市民社会と市民運動2』238～241頁。資料9の参与連帯について注意しておく点がある。資料9では参与連帯は「米軍装甲車事故シン・ヒョンスン、シム・ミソン殺人事件汎国民対策委員会」の参加団体になっていない。しかし参加団体のリストに参与連帯の名前がないのは実態を反映していない。参与連帯は、この汎国民対策委員会が組織される時には組織として参加していなかったが、米軍人に対する無罪判決が出た11月以降には相当に積極的に参加し始め実務的な責任も果たすようになった。この汎国民対策委員会のホームページに掲載されている参加団体リストが更新されていないためと思われる。この点については、2004年6月に参与連帯のスタッフの方に聞き取りを行い確認した。

(42) 法を守るのか否か。民主化が相応に進展した状況においてさえも、法律に不備な点があり権利が制約された場合、法を優先するのか、それとも自ら正義と信じることを優先するのか。2000年の落選運動は、このような問題に定式化され、民主国家においても市民に問われる問題として普遍的に論じることも可能かもしれない。しかし法よりも正義を優先する運動が政府の道徳的支援(moral support)を受けるならば、先ほどの普遍化に向けた問題の定式化も振れてくる。この選択をめぐっては、落選運動後も経実連と参与連帯の意見の違いがくすぶり続けた。2001年9月17日に開催された「2001フォーラム 市民社会・市民運動発展のための大討論会」に関する新聞記事を紹介する。経実連の事務総長である李石淵(弁護士)は恐らく落選運動を念頭において「市民運動が権力との緊張関係でない協調関係におかれるのであれば、その機能を果たしえない」と言った後に、超法規的な市民運動に対して「改革が遅くなっても、法と手続きを守らなければならない」とし「適法手続きと法秩序の原則を越えては、市民運動はありえない」と意見を述べた。これに対して、参与連帯の朴元淳・事務処長は「現存する法秩序を無条件守らなければならないという公安

検事の論理ではなく、正当な法秩序を守って制度改革を成し遂げることが真正の市民運動の道であると反駁している。要するに、朴元淳から見れば、李石淵は「悪法も法なり」とする国家権力の側に立つ者なのである。李石淵は連帯会議にも言及している。「現在の市民運動の陣営は『超法規的傾向、官僚化、権力機関化、連帯を通じたセンセーションナリズムと画一化傾向、無誤謬性の幻想に浸っている』という批判に耳を傾けなければならない」との発言に、朴元淳は「市民社会団体連帯会議の共同運営委員長の職にある李石淵総長が会議にただの一度も出席しないで、連帯運動のセンセーションナリズムを話すのはナンセンスだ」「李総長は提起した問題を一緒に解決しようというのが連帯会議の趣旨であるのに、このことを無視したまま一人で問題発言を続ける理由が何であるのかわからない」と非難している。やがて朴元淳は、市民運動批判を憚ることなく論じる李石淵に向け「市民運動家に対する深刻な名誉毀損」と言えば、李石淵は「人身攻撃発言だ。私に対する噂が誰の口から出てきたのか分かった」と激しい応酬となり、他の出席者たちも大声で舌戦を繰り広げた。この新聞記事から見えてくることは、経実連と参与連帯の運動論的な対立に、解きほぐすのが厄介な感情的な反目が加わってきていることである。記事は、「市民運動の評価『正面衝突』」「朝鮮日報」2001年9月18日、及び「朴元淳——李石淵氏の正面衝突」「ハンギョレ」2001年9月18日。http://www.kinds.or.kr/より取得。この議論の流れは、異なる観点で記述されている新聞記事を独自に整理し再構成したものであることを断っておく。

(43) 朴元淳の著書名は『悪法は法ではない 朴元淳弁護士の改革構想』(ソウル、プレス21、2000年)である。発効日は2000年4月1日であり落選運動の真っ只中である。ちなみに経実連の事務総長であった李石淵も弁護士であり、彼の著書名は『憲法の灯台守 李石淵弁護士の生と哲学の話』(ソウル、形成出版社、2001年)である。二人の著書名の違いは法の遵守をめぐる論争を反映したものであると見ることができよう。

(44) 「市民団体反応『選管の解釈は違憲……告発されたときは法適用』」「朝鮮日報」2000年1月18日。http://www.kinds.or.kr/より取得。

(45) 「女子中学生死亡事件 どのように解かねばならないのか(2) SOFA 平等に正そう」「ハンギョレ」2002年11月30日。http://www.kinds.or.kr/より取得。

(46) 「『改革連帯』出帆拍車／市民運動の『熱い力』もう一度見せてくれる」「ハンギョレ」2001年2月13日。http://www.kinds.or.kr/より取得。

(47) いずれの名簿も、連帯会議のホームページ、http://www.civilnet.net/default.htmより取得。

(48) 拙稿「1990年前後における韓国の民主化について」『訪韓学術研究者論文集 第1巻』日韓文化交流基金、2001年、501～548頁。以下、盧泰愚政権期

の政治に関する記述は、拙稿、参照のこと。

- (49) 全国連合の規約前文は、全国連合のホームページ、<http://www.nadrk.org/intro/rule.html> より 2002 年 11 月 25 日に取得。
- (50) 民衆連帯の規約は、民衆連帯のホームページ、<http://www.minjung.or.kr/kimsboard6/index.php3?inc=intro-3> より 2004 年 6 月 14 日に取得。
- (51) 「運動圏(2)」『朝鮮日報』1990 年 1 月 4 日。
- (52) 金道鐘は様々な分派の在野の活動家たちにインタビューして明らかになったこととして、彼らが「在野」という言葉を明瞭に拒否しているとしていることを指摘している。民衆運動とその担い手としての労働者の可能性と限界についての議論も含め、金道鐘の記述を参考にした。金道鐘「第 14 代総選過程に現れた在野運動圏の選挙戦術及び限界」『選挙と韓国政治』ソウル、韓国政治学会、1992 年、346 頁、368～371 頁。金道鐘は、民衆運動勢力の急進的な観念性と階級意識の弱い労働者の組み合わせという現状の下では、労働者が政治勢力化しうることに懐疑的である。この指摘は基本的に現在の状況に当てはまる。確かに民労党は 2004 年の総選挙で議席を得たが、これは選挙制度が変更され 1 人 2 票の小選挙区比例代表並立制が導入された結果でもある。その議席数も地域区が 2 名、比例代表が 8 名であり、地域区の少なさは支持層の狭さを示している。
- (53) 「朝鮮日報」1994 年 6 月 26 日。全労代の組織図が掲載されている。
- (54) 「民主労総 4 年目に合法化／労働部、申告畢証の交付」「ハンギョレ新聞」1999 年 11 月 24 日。KINDS のホームページ、<http://www.kinds.or.kr/>より取得。
- (55) 選挙データは、中央選挙管理委員会のホームページより 2004 年 7 月 30 日に取得。
- (56) 民衆連帯の役員名簿は、民衆連帯のホームページ、<http://www.minjung.or.kr/kimsboard6/index.php3?inc=intro-5> より 2004 年 7 月 30 日に取得。
- (57) 2004 年の総選挙後の討論会で、民衆連帯の政策委員長は、民労党が民衆連帯を軽んじているとしながらも、民衆連帯の組織的基盤の広がりなくしては民労党の政権党への発展もないとして両者の有機的結合を説いている。この発言は、民労党が民衆運動を代表する政治体であるとして、民労党は民衆運動を支援・主導するべきという意見を伴うものである。このような考え方には、民衆連帯の独自性を損なう恐れがあるとして民衆連帯内から反対の意見があげられている。「総選挙以後の情勢展望と民衆運動の方向討論会資料」を参照のこと。民衆連帯のホームページより 2004 年 6 月 8 日に取得。<http://www.minjung.or.kr/kimsboard6/bbs.php3?table=dataroom&query=view&l=403&p=1&category=&sort=PID&orderby=DESC&where=&name=&subject=&content=&keyword=>

- (58) 経実連「記者会見 大統領弾劾に対する経実連の立場」2004年3月18日。経実連のホームページ、http://www.ccej.or.kr/PDS/morgue_view.html?pagenum=1&Idx=3635&cate1=B&cate2=1&searchitem=T&searchcont=단행より2004年6月17日に取得。
- (59) 経実連「論評 盧武鉉大統領弾劾案可決に対する経実連の立場」2004年3月12日。取得については(56)と同じ。
- (60) (56)と同じ。
- (61) 246の市民団体の緊急記者会見文、「民主主義に対する正面挑戦は決して座視しない」2004年3月12日。参与連帯のホームページ、http://www.peoplepower21.org/article/article_view.php?article_id=10824より2004年8月1日に取得。
- (62) 民主労総、全農、民労党の共同発表文、「憲政史上初の弾劾政局に対する民主労総、全農、民主労働党代表者の共同時局声明書」2004年3月13日。この文書は、チャン・サンファン「4.15総選と民主労働党の展望」(2004年4月3日)の中から引用した。チャンの文書は、民労党のホームページ、http://www.kdpl.org/index.php?board_act=view&page=1&board=policypds&kdpl_act=policy&kdpl_act2=board&page=1&data_no=897より2004年6月19日に取得。
- (63) 同上。チャンは「民主労総と全農は民主労働党を構成する二大主軸として、一部構成員の間に残っている開かれたウリ党に対する批判的支持の亡霊をきっぱりと整理し、多数の組合員と農会会員たちを党員に大挙加入させなければならない」と語っている。
- (64) この箇所は、投稿者不明の「〈タハンケ(みな一緒)〉の同志達に苦い意見を」(2004年3月28日)より引用した。この投稿者は、民労党支持の青年団体であるタハンケ(みな一緒)が弾劾反対を叫ぶことに対して、ウリ党の「議会議クレーター」論の過ちを指摘する一方で、民主労総や民労党の内部にあるウリ党に対する批判的支持を苦々しく批判している。投稿者は内容からすると全教組の活動家と思われる。この投稿文は、「平等な世の中」というホームページ、http://pdss.net/sub/report_content.asp?r_num=359より2004年6月20日に取得。
- (65) 市民協は参与連帯グループとともに連帯会議を発足させることについて、市民協総会を開催し27団体の参加の中で最終投票を行い賛成26で決定したしている。「市民団体の連帯会議の公式発足」『文化日報』2001年2月26日。<http://www.kinds.or.kr/>より取得。
- (66) 汎国民対策委員会の駐韓米軍撤収に対する態度を知らせる新聞記事によれば、汎国民対策委員会の実務担当チーム長は「女子中学生死亡事件解決と韓米駐屯軍地位協定(SOFA)改正が成し遂げられないのであれば、米軍は撤収

しなければならないというのが汎対委の立場」であると語っている。「追慕から反米に 最初の提案者『自作劇』 純粋性の論難」「東亜日報」2003年1月9日。<http://www.kinds.or.kr/>より取得。しかし参与連帯のスタッフの方によれば、汎国民対策委員会が多様な団体に構成されているために駐韓米軍撤収の要求を適切ではないと見る団体もあり、汎国民対策委員会は公式的に駐韓米軍撤収を要求したことはないという。2004年6月に聞き取り確認した。

- (67) 労働者の力の URL は、<http://www.pwc.or.kr/main/info.php> である。
- (68) 南北共同宣言実践連帯の URL は、<http://www.615.or.kr/>である。
- (69) 統一広場の URL は、http://www.tongilplaza.org/front/index_tongil.html である。
- (70) 反米女性会の URL は、<http://www.banmiwoman.org/>であり、会長の挨拶文は <http://www.banmiwoman.org/plus/index.php3?inc=intro> より2004年8月13日に取得。
- (71) 「女子中学生追慕 全国熱気／今日40万名が集会参加…… SOFA改正も求める」「文化日報」2002年12月14日。<http://www.kinds.or.kr/>より取得。
- (72) 労使政委員会については、既出であるが、拙稿「第4章 民主化以後の労働者の政治的統合と危機——第二期労使政委員会を中心に——」（小此木政夫他『民主化以降の韓国』日本国際問題研究所、1999年3月、37～47頁）、また金泳三政権末期ということで実質的には金大中次期大統領によって設けられた労使政委員会の発足当初（第1期）の成果と意味について検討したものとして、拙稿「第4章 金泳三政権期における労働法政策——最近の労使政委員会を手がかりに——」（小此木政夫他『民主化以降の韓国』日本国際問題研究所、1998年3月、35～47頁）。いずれも労使政委員会の発足当初を扱ったものであり全体像を描くには遠い。

資料7 12の連帯型運動組織に参加する諸団体のリスト

番号	連帯型運動組織の参加団体	連帯型運動組織												設立年	備考		
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L				
1	愛の臓器寄贈運動本部				D	E										1991	
2	青い市民連帯	A	B	C												1994	
3	青い平和			C			F									1990	
4	青松の家	A	B	C												1991	
5	アジア社会科学研究院				D	E										-	
6	新しい世相を開く 天主教女性共同体		B	C			F									1993	
7	歩きたい都市を作る 市民連帯	A	B	C	D	E										1996	
8	イエジャン農民牧 会者協議会		B	C												1987	
9	イエジャン民衆教 会宣教連合			C			F									-	イエジャンの意味は不明。
10	ウイレ市民連帯	A	B													-	ウイレの意味は不明。
11	圓仏教	A	B	C	D	E										1919	
12	圓仏教社会開闢教 務団	A	B	C			F									2000	
13	外国人労働者対策 協議会		B				F					J				1995	
14	学術団体協議会		B	C		E	F	G	H							1988	
15	カトリック環境連帯	A	B	C												1993	
16	カトリック青年連帯	A	B	C			F									1996	
17	カトリック労働問 題相談所		B	C												1985	
18	環境運動連合	A	B	C	D	E	F	G		I			K			1993	
19	環境正義市民連帯		B	C		E							K			1999	
20	環境を守る女性会	A	B													1991	
21	韓国 CLC		B	C		E										1986	
22	韓国 YMCA 全国 連盟	A	B	C	D	E		G								1914	
23	韓国移住労働者人 権センター	A	B													2001	
24	韓国カトリック農 民会	A	B	C			F									1966	
25	韓国教育研究所			C			F									1984	

番号	連帯型運動組織の参加団体	連帯型運動組織												設立年	備考	
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L			
26	韓国教会女性連合会	A	B	C			F								1967	
27	韓国基督学生総連盟	A	B				F								1948	
28	韓国基督教教会協議会	A	B	C			F	G		I					1946	
29	韓国基督教社会宣教協議会			C		E	F								1971	
30	韓国基督教社会問題研究院			C		E	F	G							1979	
31	韓国基督青年学生連合会	A	B												-	
32	韓国基督青年協議会	A	B	C			F			I					1976	
33	韓国禁煙運動協議会				D	E									1988	
34	韓国言論情報学会			C				G							1988	
35	韓国交通市民協会				D	E									1991	
36	韓国交通障害者協会			C	D	E									1990	
37	韓国消費者連盟			C	D	E									1970	
38	韓国女性研究所		B	C			F								1989	
39	韓国女性障害者連合		B			E	F								1999	
40	韓国女性神学者協議会		B			E	F								1980	
41	韓国女性政治文化研究所				D	E									1989	
42	韓国女性団体連合	A	B	C		E	F	G					K		1987	女性連合と略す。
43	韓国女性の電話連合	A	B	C	D	E	F								1983	女電と略す。
44	韓国女性民友会	A	B	C		E	F	G							1987	女性民友会と略す。
45	韓国女性有権者連盟			C	D	E									1969	
46	韓国青年団体協議会		B								J	K	L		2001	
47	韓国青年連合会	A	B	C		E	F	G		I					1999	
48	韓国性暴力相談所		B	C		E	F	G							1991	

番号	連帯型運動組織の参加団体	連帯型運動組織												設立年	備考
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L		
49	韓国大学総学生会連合		B				F		H		J	K	L	1993	韓総連と略す。
50	韓国非正規労働センター		B								J			1999	
51	韓国婦人会			C	D	E								1963	
52	韓国仏教環境教育院				D	E								1994	
53	韓国保育教師会		B	C			F							1986	
54	韓国放送技術人連合会							G	H					1987	
55	韓国放送プロデューサー連合会						F	G						1987	
56	韓国民族芸術人総連合	A	B	C		E	F	G	H	I			L	1989	
57	韓国老人の電話	A	B	C										1994	
58	韓国労働運動協議会			C									L	1994	
59	韓国労働組合総連盟		B				F	G	H			K		1946	韓国労総と略す。
60	韓国労働社会研究所		B				F				J			1995	
61	希望 21	A	B											-	
62	希望の市民フォーラム						F		H	I				1998	
63	疑問死真相究明のための遺族対策委員会	A	B											-	
64	教育改革と教育自治のための市民連帯			C		E								-	
65	行政改革市民連合		B		D	E								1997	
66	共同体意識改革国民運動協議会				D	E								1993	
67	基督女民会	A	B	C			F							1986	
68	基督教環境運動連帯		B		D	E								1982	
69	基督教社会宣教連帯会議	A	B			E					J			1997	
70	基督教都市貧民宣教協議会	A	B	C			F							1984	

番号	連帯型運動組織の参加団体	連帯型運動組織												設立年	備考	
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L			
71	基督教倫理実践運動			C	D	E	F								1987	
72	基督暮らしの女性会	A	B	C											1994	
73	苦難を受ける人々とともにする会		B				F						K		1991	
74	グリーンファミリー運動連合			C	D	E									1994	
75	クリスチャンアカデミー社会教育院				D		F								1994	
76	クワンヒョン奨学財団	A	B	C											-	クワンヒョンは、光州の民主烈士の名前。
77	経済正義実践市民連合	A	B	C	D	E	F	G		I			K		1989	他の団体同様、統一協会や地方組織などを含めている。
78	経済正義実践仏教市民連合				D	E									1991	経仏連と略す。
79	健康権実現のための保健医療団体連合		B									J	K		2001	
80	健康社会のための歯科医師会	A	B	C		E	F		H						1989	
81	健康のための市民の会				D	E									1995	
82	健康社会のための薬師会			C		E	F		H				L		1990	
83	言論改革市民連帯	A	B	C		E	F								1998	
84	言論を守る天主教の会			C				G							-	
85	交通文化運動本部				D	E									1990	
86	国際民主連帯			C					H						2000	
87	子供の植物研究会	A	B												1997	
88	産業保健研究会	A		C											-	
89	参与政治 21	A	B												1998	
90	参与仏教在家連帯		B			E									1999	
91	参与民主主義と生活政治連帯	A	B												-	
92	参与連帯	A	B	C		E	F	G							1994	

番号	連帯型運動組織の参加団体	連帯型運動組織												設立年	備考		
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L				
93	自主平和統一民族会議						F	G	H							—	
94	実践仏教全国僧伽会	A	B	C			F	G								1995	
95	新市民運動連合			C			F									1993	
96	市民行動 21	A	B			E										2000	
97	市民の新聞		B	C												—	
98	市民文化センター	A	B	C												—	
99	社会進歩のための民主連帯						F					J				1998	
100	障害児童愛の会	A	B													—	
101	障害者父母会		B	C												—	
102	障害者権益問題研究所		B	C	D	E	F									1987	
103	消費者問題を研究する市民の会	A	B	C	D	E										1983	
104	女性社会教育院		B	C			F									1997	
105	女性政治勢力民主連帯	A	B													2000	
106	韓国女性労働者協議会	A	B	C												1992	
107	市民社会団体連帯会議		B			E	F									2001	
108	市民生活環境会議	A	B													1992	
109	私立学校法改正と腐敗私学剔抉のための運動本部	A	B													—	
110	人権運動愛の部屋						F		H							1993	
111	人権実践市民連帯		B				F		H							1999	
112	人権牧会者同志会			C			F									—	
113	新時代コンダン連合	A	B	C												1996	コンダンの意味は不明。
114	新社会共同善運動連合				D	E										1994	
115	人道主義実践医師協議会		B	C		E	F		H							1987	
116	真の医療実現のための青年韓医師会			C			F		H							1990	
117	真の教育のための全国父母会	A	B	C		E	F	G	H				K			1989	

番号	連帯型運動組織の参加団体	連帯型運動組織												設立年	備考		
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L				
118	新仏教全国僧伽会			C			F									-	
119	進歩ネットワークセンター							G	H							1998	
120	スクリーンクォーター文化連帯	A	B									J	K			1993	
121	すべてのこと共同体				D	E										1989	
122	正義平和のための基督人連帯	A	B													-	
123	正義の社会のための教育運動協議会				D	E										1994	
124	青少年のための明日の女性センター			C	D	E										1995	
125	青少年暴力予防財団			C	D	E										1995	
126	精神改革市民協議会	A	B	C	D	E										1993	
127	生態教育研究所	A	B	C												1998	
128	生態保存市民の会			C		E										1998	
129	青年女性文化院				D	E										1985	
130	性暴力予防治療センター			C			F									1994	
131	セウムトゥ		B	C			F									1996	新しく萌え でる場所の ような意味。
132	全国アパート連合会	A	B													-	
133	全国カトリック青年団体協議会			C			F									-	
134	全国婦農運動本部	A	B		D	E										1996	
135	全国女性農民総連合	A	B	C			F					J	K	L	1989	全女農と略す。	
136	全国撤去民協議会中央会	A	B	C	D	E										1993	
137	全国農民総連盟		B	C			F			I	J	K	L			1990	
138	全国貧民連合						F				J					1995	
139	全国仏教運動連合			C			F	G	H					L		1993	
140	全国牧会者正義平和実践協議会		B	C			F									1984	
141	全国民衆連帯		B								J	K				2001	
142	全国民主労働組合総連盟		B	C		E	F	G	H	I	J	K	L			1995	民主労総と略す。

番号	連帯型運動組織の参加団体	連帯型運動組織												設立年	備考	
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L			
143	全国民族劇運動協議会			C			F								1988	
144	全国民族民主遺族協議会		B				F						K	L	1986	遺家協と略す。
145	全国夜学協議会	A	B												—	
146	全国露天商連合	A	B	C			F		H				K		1987	
147	専門職女性クラブ韓国連盟				D	E									1968	
148	全泰孝記念事業会						F						J		1983	
149	祖国統一汎民族連合		B				F			I			K		—	
150	祖国平和統一仏教人教会			C	D	E									1992	
151	第3時代キリスト教研究所		B	C			F								—	
152	大学生	A	B	C			F		H	I	J				—	学生会など学生団体をすべて含む。ただし韓国大学総学生会連合は44番に別途掲載。
153	大韓主婦クラブ連合会	A	B	C	D	E									1966	
154	大韓聖公会		B	C											1889	
155	大韓仏教青年会	A	B												1920	
156	大韓民国独立功労者遺族会								H	I					—	
157	大韓YWCA連合会	A	B	C	D	E									1922	
158	台地を愛する青年会		B	C			F								1994	司を大地と訳した。
159	正しい言論のための市民連合			C	D	E									1994	
160	地域情報化センター	A	B												—	
161	地方議政研究会				D	E									—	
162	駐韓米軍犯罪根絶運動本部						F		H				K		1993	
163	長期囚家族後援会			C			F								—	
164	天主教正義具現全国司祭団		B	C											1974	

番号	連帯型運動組織の参加団体	連帯型運動組織												設立年	備考
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L		
165	天主教正義具現全国連合	A	B	C			F		H		J			1954	
166	天主教正義平和委員会		B	C			F		H					-	
167	統一の朝	A	B											-	
168	統一広場		B								J	K		2000	
169	統一を迎える		B	C										1998	
170	同性愛者人権連帯			C			F							1999	
171	ともに行う市民行動	A	B	C		E								1999	
172	ともに行う主婦の会		B	C		E	F							1988	
173	ともに行く監理教女性会			C			F							-	
174	南北共同宣言実践連帯	A	B								J	K		2000	
175	南北民間交流協議会		B				F							1993	
176	人間教育実現学父母連帯		B	C	D	E								1990	
177	ヌリ文化財団	A		C										1996	
178	働く人々	A	B	C						I				-	
179	反腐敗国民連帯		B	C										1999	
180	反米女性会		B								J	K	L	2002	
181	東アジア歴史研究会			C						I				1988	
182	光美しい未来社会研究院	A	B											-	
183	光輪信仰学校			C			F							-	
184	一つの心カウンセリングセンター	A	B											1990	
185	一つの世帯		B		D	E								1986	ハンサルリムを一の世帯と訳す。
186	平等社会のための納税者連帯	A	B											-	
187	開かれた社会希望連帯		B	C		E				I				1999	
188	開かれた社会市民連合	A	B	C		E	F	G						1998	
189	不正腐敗追放市民連合会			C	D	E								1995	

番号	連帯型運動組織の参加団体	連帯型運動組織												設立年	備考
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L		
190	仏教環境連帯	A	B											2001	
191	仏教言論対策委員会							G	H					1992	
192	仏教人権委員会	A	B	C			F							1990	
193	仏教長期囚後援会			C			F							1998	長期囚は非転向の捕虜・政治犯のこと。
194	仏教を正す再起連帯			C			F							-	
195	文化愛の会	A	B											-	
196	文化改革のための市民連帯	A	B	C		E		G	H		J			1999	文化連帯と略す。
197	興士団	A	B	C	D	E								1913	
198	平和統一市民連帯		B					G						2001	
199	平和と統一を開く人々	A	B				F					K		1994	
200	平和のために働く人々の宣教会	A	B											-	
201	平和の村				D	E								-	
202	平和を作る女性会		B	C			F							1997	
203	ベテルの家	A	B											-	ベテルは聖書の言葉。
204	保健福祉民衆連帯										J	K		2001	
205	ボランティア21		B		D	E								1997	
206	みな一緒		B								J			2000	
207	未来を開く共同体	A	B											1996	
208	民間図書館トブスップ			C						I				1999	トブスップは一緒に森というような意味。
209	民主改革国民連合			C			F							1998	2000総選挙市民連帯に参加したのは地方本部である。
210	民主化実践家族運動協議会	A	B	C			F		H	I			L	1985	
211	民主化のための全国教授協議会	A	B	C		E	F	G	H	I	J	K	L	1987	民教協と略す。
212	民主言論運動市民連合	A	B	C		E	F	G	H	I	J	K		1984	民言論と略す。
213	民主市民会	A	B	C										-	

番号	連帯型運動組織の参加団体	連帯型運動組織												設立年	備考
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L		
214	民主社会のための弁護士会	A	B	C		E	F	G		I		K		1988	民弁と略す。
215	民主主義法学研究会			C			F							1989	
216	民主主義民族統一全国連合		B	C			F	G	H	I	J	K	L	1987	
217	民主労働党						F			I	J	K		2000	
218	民族自主平和統一中央会議		B				F						L	1988	
219	民族社会運動連合						F		H	I			L	1997	
220	民族守護の根会議中央会議	A	B											-	
221	民族正気守護協議会		B				F		H	I	J			1986	
222	民族美術人協会		B	C		E	F							2000	
223	民族文学作家会議		B	C			F			I				1974	
224	民族文学史研究所			C						I				1990	
225	民族民主烈士犠牲者追慕(記念)団体連帯会議		B						H	I	J			1992	
226	民族問題研究所		B	C			F		H	I		K		1991	
227	民族和解自主統一協議会		B				F		H	I	J	K		1999	
228	民族和合運動連合	A	B											1998	
229	民族和合仏教推進委員会			C			F							1997	
230	メディア連帯	A	B											2003	
231	緑色交通運動		B	C	D	E								1993	
232	緑色実践運動連合	A	B											1996	
233	緑色消費者連帯	A	B	C	D	E								1996	
234	緑色未来緑色世相 緑色地球	A	B			E								1977	
235	緑色連合	A	B	C	D	E	F	G		I		K		1994	
236	良き友達					E	F							1996	
237	労働組合	A	B	C			F	G	H	I	J	K		-	名称に労組がつく団体すべて含む。ただし民主労総は127番に別途掲載。
238	労働者の力						F				J	K		1999	

番号	連帯型運動組織の参加団体	連帯型運動組織												設立年	備考
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L		
239	労働人権会館		B							I	J			1989	
240	労働政策研究所			C			F							-	
241	ワールドビジョン	A	B		D	E								1953	
242	わが国物産奨励運動本部			C		E								-	
243	わが民族互いに助け合う運動		B		D	E								1996	
244	我々の小麦を生かす運動	A	B	C										1991	
245	我々の農村を生かす運動全国本部	A	B	C			F							1994	
246	我々はソノ			C			F							1992	
247	4月革命会		B				F		H				L	1988	
248	UNNEWS	A	B											-	
	以下、地域的な名称を有する団体														
249	青い新安 21	A	B											-	新安はシンアン。地名
250	青陽市民連帯	A	B											-	青陽はチョンヤン。地名
251	青陽フォーラム			C		E								1997	
252	安養女性会		B	C			F							1995	
253	馬昌鎮参与自治市民連帯	A	B	C						I				1999	馬昌鎮は馬山・昌原・鎮海の三つの地名の略称。
254	蔚山参与自治連帯			C			F							1997	
255	蔚山女性会	A	B											1999	
256	蔚山東区住民会	A	B											-	
257	蔚山民主市民会					E	F		H					1990	
258	益山参与自治連帯	A	B			E								1999	
259	大田参与自治市民連帯	A	B	C		E	F							1995	
260	大田女性環境フォーラム	A	B											2000	
261	大田女民会	A	B	C		E	F							1987	
262	大田主婦教室			C		E								1989	
263	大田忠南生命の森	A	B	C										1999	
264	カトリック仁川教区富平労働司牧	A	B											-	

番号	連帯型運動組織の参加団体	連帯型運動組織												設立年	備考		
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L				
265	カトリック仁川教区労働者センター	A	B													—	
266	冠岳山を守る市民の会	A	B	C												2001	
267	木浦地方自治連合	A	B													—	
268	木浦フォーラム	A	B													1996	
269	機張生命宣教連帯		B	C			F									1997	機張はキジャン。地名
270	牙山市民の会	A	B	C		E										1998	牙山はアサン。地名
271	希望の共同体全北連帯			C		E										2001.2	
272	金海女性会		B	C												2000	
273	九老市民センター		B	C												1997	
274	軍布明日の女性センター		B	C												1999	軍布はクンポ。地名
275	軍布市民の集まり		B	C												1992	軍布はクンポ。地名
276	慶南女性会		B	C		E	F									1987	
277	慶南一つの所帯		B	C												1987	
278	慶北大民主同門会			C						I						1994	
279	光州基督教倫理実践運動	A	B													—	
280	光州市民連帯	A	B				F									1994	
281	光州障害者総連合会	A	B													1989	
282	光州全南改革連帯	A	B			E										1999	
283	光州全南文化連帯	A	B													2000	
284	光州全南連帯会議					E	F									—	
285	原州参与自治市民センター		B	C												1998	
286	公州愛の市民団体協議会			C		E										—	
287	公州緑色消費者連帯	A	B													2002	
288	済州女民会					E	F									1987	
289	参与自治郡山市民連帯	A	B	C		E										1998	郡山はクンサン。地名
290	参与自治全北市民連帯	A	B	C		E										1999	

番号	連帯型運動組織の参加団体	連帯型運動組織												設立年	備考		
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L				
291	参与自治高興郡民連帯	A	B			E										—	高興はコフン。地名
292	参与自治光山住民会	A	B	C												1999	光山はクァンサン。地名
293	参与自治浦項連帯	A	B													2002	
294	参与自治莞島郡民連帯	A	B													—	莞島はワンド。地名
295	失業克服国民運動仁川本部	A	B													1998	
296	城南基督青年協議会	A	B													—	
297	城南市民の会	A	B													1995	
298	城南政治改革市民連帯	A	B													2003	
299	城南青年会		B	C			F			I						—	
300	城南青年情報センター	A	B	C												—	
301	城南文化研究所	A	B				F									—	
302	城南歴史文化踏査会	A	B													—	
303	新安フォーラム	A	B													—	新安はシンアン。地名
304	仁川監理教社会連帯	A	B													—	
305	仁川教区カトリック環境連帯			C			F									—	
306	仁川女性会	A	B													—	
307	仁川貧民連合	A	B	C												—	
308	仁川民衆教会連合	A	B	C												—	
309	仁川労働研究院	A	B	C												1997	
310	新大邱慶北市民会議	A		C						I						1996	
311	清州 4.3 研究所		B						H							1989	
312	清州 CCC	A	B	C												—	
313	清州基督教倫理実践協議会	A	B													—	
314	生命平和全北基督徒人連帯	A	B													—	
315	全州市民会		B	C		E										1995	
316	全南東部地域社会研究所	A	B	C												1989	

番号	連帯型運動組織の参加団体	連帯型運動組織												設立年	備考	
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L			
317	全北基督教社会福祉研究所			C		E									1997	
318	全北市民運動連合	A	B	C		E									1994	
319	全北女性研究会	A	B	C											-	
320	ソウル障害者連盟					E	F								1998	
321	ソウル大教区社会矯正司牧委員会			C			F								1970	
322	ソウル大教区一つの心一つの体運動本部			C			F								-	
323	大邱女性会	A	B	C		E	F			I					1988	
324	大邱人権実践市民行動	A	B												2001	
325	高陽緑色消費者連帯	A	B												2000	
326	忠北外国人移住労働者人権センター	A	B												-	
327	忠北参与自治市民連帯	A	B												1989	1989年忠北市民会として発足、その後名称変更。
328	忠北女性政治勢力民主連帯	A	B												2002	
329	忠北仏教護法委員会	A	B	C											-	
330	忠北平和研究院	A	B												-	
331	参与と自治のための珍島愛の連帯会議	A	B			E									1998	
332	燕岐市民会			C		E									-	
333	天安市民フォーラム			C		E									1999	
334	天道教全州教区	A	B												-	
335	唐津参与自治市民連帯	A	B	C											1994	唐津はタンジン。地名
336	利川青年会			C			F			I					-	利川はイチョン。地名
337	富川市民連合	A	B	C											1999	
338	富平市民の会	A	B	C											-	
339	永同地方自治参与連帯	A	B												1995	永同はヨンドン。地名

番号	連帯型運動組織の参加団体	連帯型運動組織												設立年	備考		
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L				
340	釜山教区学習所連合会			C		F										-	
341	釜山参与自治市民連帯			C		E										1991	
342	釜山女性社会教育院		B	C		F										1995	
343	釜山性暴力相談所		B	C		E	F									1992	
344	平和と参与に行く仁川連帯	A	B	C		E			H							1996	
345	浦項女性会		B	C		E	F									1995	
346	益唐環境市民の会		B	C												1994	
347	益唐青年会		B			F			I							1995	
348	水原女性会		B	C		E	F									1988	
349	南洞市民会	A	B	C												1996	南洞は仁川の地名。
350	民主改革のための仁川市民連帯	A	B	C												1997	
351	民主化運動精神継承仁川連帯	A	B													-	2000か。
352	康津愛の市民会議	A	B													2001	康津はカンジン。地名
353	沃天環境愛の会	A	B	C												-	沃天はオクチョン。地名
354	永登浦産業宣教会		B	C		F										1958	永登浦はヨンドンポ。地名
355	羅州愛の市民会	A	B													1997	
356	河南青年会					F			I							-	1990か。
357	高陽湿地研究会	A	B							I						-	
358	高陽市民会	A	B	C												1998	
359	高陽青年会	A	B	C												1997	
360	泰安参与自治市民連帯	A	B													2002	
361	平澤参与自治市民連帯	A	B	C		E										1997	平澤はピョンタク。地名
362	槐山を愛する人々	A	B													2003	
363	仁川解雇労働者協議会	A	B	C												-	
364	曾坪市民会	A	B	C												1995	曾坪はチュンピョン。地名

番号	連帯型運動組織の参加団体	連帯型運動組織												設立年	備考	
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L			
365	無等山保護団体協議会	A	B	C											1989	
366	靈光社会運動協議会	A	B												1989	靈光はヨンガン。地名
367	儒城民主自治市民連合	A	B												1999	儒城はユソン。地名
各連帯型運動組織における参加団体数		181	263	205	53	119	137	33	40	40	33	34	17			
各連帯型運動組織における参加団体数の比率 (%)		49.3	71.7	55.9	14.4	32.4	37.3	9.0	10.9	10.9	9.0	9.3	4.6			

(注) 二つ以上の連帯型運動組織の参加団体になっている団体に限った。団体の名称については、設立年次が判明しなかった団体の中にいまだ不備なものが残っている可能性がある。連帯型運動組織の参加団体等の 3236 団体のリストについては、次の URL のホームページでハングル表記のエクセル・ファイルで公開する予定である。

http://www11.plala.or.jp/Never_lamd/newpage3.html

資料 8 韓国市民団体協議会の参加団体リスト

	韓国市民団体協議会における参加団体の名称	年鑑収録	設立年次	会員数	活動の趣旨等	参加団体を抱える連帯型運動組織												
						A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	
1	興士団	有	1913. 5	35662	独立運動の積極的支援、民族の自主独立と人物養成	A	B	C	D	E								
2	韓国 YMCA 全国連盟	有	1914. 4	100000	青少年、宣教運動体、社会環境生活の改善と歴史的問題の解決、社会福祉および社会開発のための各種事業	A	B	C	D	E	G							
3	圓仏教	有	1919	—	韓国で成立、民族宗教的性格	A	B	C	D	E								
4	大韓 YWCA 連合会	有	1922. 4	80583	基督教運動、社会運動、ボランティア活動、成人教育、女性の地位・福祉向上事業など	A	B	C	D	E								
5	ワールドビジョン	有	1953. 5	31000	米国のワールドビジョン国際本部により設立され、韓国の社会福祉事業法によって援助を必要とする人々に基督教精神に立脚して奉仕することで福祉社会建設に寄与すること	A	B		D	E								
6	韓国婦人会中央本部 (地方支部含む)	有	1963.10	100000	女性の権利伸張事業、消費者保護事業、社会福祉増進のための事業など			C	D	E								
7	大韓主婦クラブ連合会	有	1966. 7	300000	家庭主婦の資質・能力の向上、健全で望ましい家庭の維持・発展	A	B		D	E								
8	専門職女性クラブ韓国連盟	有	1968. 1	1000	専門職女性たちの権益向				D	E								

	韓国市民団協議会における参加団体の名称	年鑑収録	設立年次	会員数	活動の趣旨等	参加団体を抱える連帯型運動組織											
						A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
19	すべてのこと(タイトル)共同体	有	1989.10	—	タイトル教会から出発。無料食堂、無料宿所、無料診療所運営				D	E							
20	韓国女性政治文化研究所	有	1989. 6	5000	女性の政治参与拡大を通じて民主政治の発展に寄与すること。女性の議会進出のための教育訓練プログラム。公明選挙運動。				D	E							
21	経済正義実践市民連合	有	1989. 7	20000 (中央組織)	経済不正と不労所得の削減、代案を立法化するためのキャンペーン、民衆ではなく市民、在野運動圏の問題提起を吸収する縦断地帯	A	B	C	D	E	F	G		I			K
22	韓国交通障害者協会	有	1990. 1	86000	交通事故障害者、障害者政策の提示				C	D	E						
23	人間教育実現父母連帯	有	1990. 4	700	学父母の健全な学校参与支援、望ましい学校運営委員会運営のための学父母研修			B	C	D	E						
24	交通文化運動本部	有	1990. 5	5300	交通難は市民が解くをモットーに市民参与運動を展開					D	E						
25	愛の臓器寄贈運動本部	有	1991. 1	310000	臓器移植必要者の実態調査、献血事業に対する理解促進				D	E							
26	韓国交通市民協会	有	1991. 1	1000	轢き逃げ交通事故調査団、轢き逃げ監福団などの組織で人命尊重の交通文化の定着					D	E						
27	経済正義実践仏教市民連合	有	1991. 7	3000	仏教と市民運動の結合。仏教を現代的に再照明し生活の中に活かす。					D	E						

	韓市民団協議会における参加団体の名称	年鑑収録	設立年次	会員数	活動の趣旨等	参加団体を抱える連帯型運動組織														
						A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L			
37	正義の社会のための教育運動協議会	有	1994.12	1000	正社協の教育分科として出発。正社協解体で独自団体結成に															
38	正しい言論のための市民連合(正しい言論)	有	1994. 2	3751	(サイト閉鎖中)															
39	緑色連合	有	1994. 4	15000	代案ある環境運動、生活の中の環境運動、韓半島の平和統一、緑色政治の実現、参与民主主義と自治	A	B	C	D	E	F	G								K
40	韓国仏教環境教育院	有	1994. 6	500	ごみゼロ1080運動、飲食物ごみのゼロ運動				D	E										
41	青少年暴力予防財団	有	1995. 1	41000	青少年暴力の予防活動、非行少年の善導、青少年有害環境浄化、青少年の福祉増進				C	D	E									
42	健康のための市民の会	有	1995.10	170	自然医学による病氣治療の促進と保険化				D	E										
43	不正腐敗追放市民連合会(腐追連)	有	1995.12	2530	不正腐敗の監視・告発、検察改革、不正腐敗被害者相談				C	D	E									
44	青少年のための明日の女性センター	有	1995. 3	1500	女性・父母・青少年のための社会教育、性教育、有権者運動、消費環境運動						E									
45	緑色消費者連帯	有	1996. 1	8900	環境を考慮する消費生活の実践、緑色消費者の小さな実践、消費者の権利保護	A	B	C	D	E										
46	歩きたい都市を作る市民連帯	有	1996. 6	1500	都市文化と歴史の保存・創造、代案中心の運動、多様な階層が同じ場で暮らす都市づくり	A	B	C	D	E										

韓国市民団協議会における参加団体の名称	年鑑収録	設立年次	会員数	活動の趣旨等	参加団体を抱える連帯型運動組織												
					A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	
47	有	1996. 6	6000	北韓食糧難に対する人道的支援、韓民族共同体		B		D	D	E							
48	有	1996. 9	600	農村農業の危機、帰農運動キャンペーン、機能学校開設運営	A	B		D	D	E							
49	有	1997.12	200	市民中心の行政、改革課題と方法の公論化、政府によって不利な扱いを受けた市民の権利回復のための是正措置活動		B		D	D	E							
50	有	1997. 3	400	自願奉仕リーダーの養成、自願奉仕リーダーシップ教育課程の開発		B		D	D	E							
51	無	-	-	不明				D	D	E							
52	無	-	-	不明				D	D	E							
53	無	-	-	不明				D	D	E							
各連帯型運動組織に参加団体となっている団体の数					16	24	27	53	52	7	4	0	3	0	3	0	0
各連帯型運動組織における参加団体の比率 (%)					30.2	45.3	50.9	100	98.1	13.2	7.5	0.0	5.7	0.0	5.7	0.0	0.0

(注1) 「年鑑収録」の「年鑑」とは、『韓国民間団体総覧 2000 上・下』(ソウル、市民の新聞社、1999年)、『韓国民間団体総覧 2003 上・下』(ソウル、市民の新聞社、2003年)、『韓国民間団体総覧 1997』(ソウル、市民の新聞社、1996年)のことである。会員数については適宜を参考にしたことを断っておく。以下の資料9、10についても同じである。

(注2) 表を作成するに当たり、全国組織(本部)と地方組織が混在している団体については、全国組織で一括した。そのため連帯型運動組織に地方組織は加盟しているが、全国組織は加盟していない場合でも、全国組織名でカウントしているというケースがある。以下の資料9、10でも同じである。

(注3) 活動の趣旨等については、当該団体のホームページ掲載の情報、既出の『韓国民間団体総覧』等から引用したものであり、原文を要約するなど字句修正を行っている場合もある。

資料 9 市民社会団体連帯会議参加団体のリスト

	市民社会団体連帯会議における参加団体の名称	年鑑収録	設立年次	会員数	活動の趣旨等	参加団体を抱える連帯型運動組織															
						A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L				
1	基督教社会宣教連帯会議	有	1971. 4	—	全泰志、宣教、労働	A	B														
2	韓国基督教社会問題研究院	有	1979. 2	—	宣教に基づく社会問題の解決を科学的に考察し代表を提示する			C			E	F	G						J		
3	韓国女性神学者協議会	無	1980. 4	—	女性の尊厳性回復、社会と教会の民主化、正義・平和・環境保全に貢献		B				E	F									
4	民主言論運動市民連合(民言論)	有	1984. 12	400	アンチ朝鮮日報運動、言論民主化、新聞市場の不正取引監視、総選挙報道監視、言論監視活動	A	B	C			E	F	G	H	I	J				K	
5	韓国 CLC	無	1986. 3	250	正義と平和、創造秩序の保全に影響を及ぼす人間的福音的価値を教会と社会に広めること、カトリック平信徒の共同体		B	C			E										
6	人道主義実践医師協議会	有	1987. 11	1000	1987年憲憲撤廃磁極声明を出した医師を中心に発足。ホームレス診療事業、医療改革事業		B	C			E	F		H							
7	韓国女性性団体連合(女性連合)	有	1987. 2	23000	進歩的女性団体、女性団体の共同闘争組織、平和統一運動、女性労働・農民運動、政治社会の民主化運動、女性権益運動	A	B	C			E	F	G							K	
8	民主化のための全国教授協議会(民教協)	有	1987. 6	1300	実質的民主主義確保のための専門家的な活動と社会運動の展開、国家に対する市民の権利救済	A	B	C			E	F	G	H	I	J				K	L

	市民社会団体連帯会議における参加団体の名称	年鑑収録	設立年次	会員数	活動の趣旨等	参加団体を抱える連帯型運動組織											
						A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
9	韓国女性民友会(女性民友会)	有	1987. 9	5000	性平等、民主社会、女性大衆運動、法と制度の改善	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
10	学術団体協議会	有	1988.11	2000	進歩派の大学教授の運動団体。盧武鉉政権に核心メンバーが大挙進入し、事実上シンクタグの役割を担う。韓国日報 2003年3月5日記事より引用。		B	C		E	F	G	H				
11	ともに行う主婦の会	無	1988.12	200	主婦教育、環境運動、女性失職家長連帯を通じ家庭主婦の社会的主体性の確立		B	C		E	F						
12	民主社会のための弁護士会(民弁)	有	1988. 5	297	人権中心の法改正のための提案模索・意見書提出、国家による市民の人権侵害救済	A	B	C		E	F	G		I		K	
13	韓国民族音人協会	有	1989.11	350	韓国民族芸術人総連合所属の民族音楽委員会として出発、民族音楽運動の定着・活性化					E	F						
14	韓国民族芸術人総連合(民芸総)	有	1989.12	15000	文化民主主義、民族文化の正しい継承、南北文化交流	A	B	C		E	F	G	H	I			L
15	韓国基督教社会宣教協議会	有	1989. 3	-	民衆の観点から神学と信仰を再定立。89年文益煥牧師釈放追求、愛国民主勢力弾圧阻止大会など。			C		E	F						
16	健康社会のための歯科医師会	有	1989. 4	1300	保健医療現実の矛盾の克服、保健医療分野の政策開発	A	B	C		E	F		H				
17	真の教育のための全国父母会(真教育学父母会)	有	1989. 9	1500	全国教職員労働組合(全教組)支援、全教組解職教師復職支援	A	B	C		E	F	G	H			K	

	市民社会団体連帯会議における参加団体の名称	年鑑収録	設立年次	会員数	活動の趣旨等	参加団体を抱える連帯型運動組織													
						A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L		
37	済州女民会	有	1987.11	—	女性文化運動で世界女性の日を記念する済州女性祭典、女性映画祭					E	F								
38	大田女民会	有	1987.12	800	健全な地域社会共同体の建設と女性の權益伸張、同性平等、社会民主化	A	B	C		E	F								
39	慶南女性会	有	1987.4	318	女性差別の現実を改善し、女性の意識啓発・自我実現、權益伸張		B	C		E	F								
40	大邱女性会	有	1988.1	600	非正規職女性労働者の社会保障のための歴談会開催、女性労働関連法改正活動	A	B	C		E	F			I					
41	大田主婦教室	無	1989.2	—	全国主婦教室中央会の大田支部。女性が社会主体となることを支援すること、消費者主権時代を開く			C		E									
42	水原女性会	有	1989.3	300	働く女性が主体となり同性平等と自主的・民主的社会的建設		B	C		E	F								
43	蔚山民主市民会	有	1990.12	160	地域社会の民主改革と市民自治					E	F			H					
44	釜山参与自治市民連帯	有	1991.5	1125	自律的で多様な市民運動の実践で参与民主主義の実現			C		E									
45	釜山性暴力相談所	有	1992.7	460	性暴力、家庭暴力、性売買で苦痛を受ける女性のための専門的な相談活動、性暴力予防活動		B	C		E	F								
46	全北市民運動連合	有	1994.11	30000	行政・議政の監視活動、市民団体の連帯及び情報交流活動、公明選挙監視活動	A	B	C		E									

	市民社会团体連帯会議における参加団体の名称	年鑑収録	設立年次	会員数	活動の趣旨等	参加団体を抱える連帯型運動組織												
						A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	
57	参与自治郡山市民連帯	有	1998. 9	300	誤った行政と市民に苦痛を与える者を監視し代案を提示する代案勢力として活動	A	B	C		E								
58	参与自治全北市民連帯	無	1999.11	388	地方権力に対する監視活動、小さい権利回復運動、不正腐敗追放運動、社会福祉活動	A	B	C		E								
59	光州全南改革連帯	有	1999. 2	—	光州・全南の参加民主主義の定着、政府改革・政治改革の代案提示	A	B		E									
60	益山参与自治連帯	有	1999. 3	200	地方権力の監視活動、生活上の小さな権利の回復のための相談、公益訴訟	A	B		E									
61	天安市民フォーラム	無	1999. 5	320	天安地域の住民がより快適な環境で暮らせるように天安の様々な問題を検討し改善案を提示する			C		E								
62	開かれた社会希望連帯(馬山市)	有	1999. 7	—	アフガン派兵反対、馬山港埋め立て反対、アンチ朝鮮日報、国家保安法撤廃		B	C		E				I				
63	市民行動 21 (金州市)	有	2000. 5	—	地方自治団体に対する牽制と監視活動、環境と地域福祉事業、文化とインターネットを通じた市民行動	A	B			E								
64	希望の共同体全北連帯	有	2001.2.25	400	社会福祉、老人福祉			C		E								
65	青陽市民連帯(忠清南道)	無	—	—	不明	A	B			E								

	市民社会団体連帯会議における参加団体の名称	年鑑収録	設立年次	会員数	活動の趣旨等	参加団体を抱える連帯型運動組織												
						A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	
66	公州愛の市民団体協議会	無	-	-	不明			C		E								
67	光州全南連帯会議	無	-	-	不明					E	F							
68	参与自治高興郡民連帯	無	-	-	不明	A	B			E								
69	燕岐市民会	無	-	-	不明			C		E								
各連帯型運動組織に参加団体となっている団体の数						31	49	50	0	69	37	15	12	8	5	7	4	
各連帯型運動組織における参加団体数の比率 (%)						44.9	71.0	72.5	0.0	100	53.6	21.7	17.4	11.6	7.2	10.1	5.8	

(注1) 市民社会団体連帯会議に属する団体の内、韓国市民協議会(D)に属しない団体を抽出した。

(注2) 36番と37番の間の太い実線の仕切りは、上が全国団体、したが地域団体であることを示す。但し地域団体が全国団体に紛れ込んでいる可能性は排除できない。

資料 10 民主主義民族統一全国連合及び全国民衆連帯の参加団体のリスト

	全国連合及び全国民衆連帯の参加団体の名称	年鑑収録	設立年次	会員数	活動の趣旨等	参加団体を抱える連帯型運動組織											
						A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
1	天主教正義員全国連合	有	1954.11	-	社会道徳性の回復を通じた民主化実現及び経済正義実現	A	B	C				F	H		J		
2	基督教社会宣教連帯会	有	1971. 4	-	全泰巻、宣教、労働	A	B								J		
3	全泰巻記念事業会	有	1983. 3	80	全泰巻労働賞、民主的労組建設等の組織支援、非正規職・零細下請業態労働者の勤務条件改善							F			J		
4	民主言論運動市民連合	有	1984.12	1000	アンチ朝鮮日報運動、言論民主化、新聞市場の不正取引監視、総選挙報道監視、言論監視活動	A	B	C	E	F	G	H	I	J		K	
5	民主実践家族運動協議会	無	1985.12	1500	良心囚釈放と国家保安法撤廃のための木曜集会、良心囚釈放のためのキャンペーン	A	B	C		F		H	I			L	
6	民族正気守護協議会	有	1986. 8	658	親日派剝却・親日派清算運動、祖国統一		B			F		H	I	J			
7	全国民族民主遺族協議会	有	1986. 8	103	祖国と民衆のために自らの命をささげた烈士たちの遺族がその精神を継承・発展させる		B			F						K	L
8	民主化のための全国教授協議会(民教協)	有	1987. 6	1500	実質的民主主義確保のための専門家的な活動と社会運動の展開	A	B	C	E	F	G	H	I	J		K	L
9	韓国民族芸術人総連合(民芸総)	有	1988.12	100000	文化民主主義、民族文化の正しい継承、南北文化交流	A	B	C	E	F	G	H	I			L	
10	民族自主平和統一中央会議	有	1988. 2	-	自主、平和統一、民主化		B			F						L	

	全国連合及び全国民衆連帯の参加団体の名称	年鑑収録	設立年次	会員数	活動の趣旨等	参加団体を抱える連帯型運動組織												
						A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	
34	民主労働党	無	2000. 1	30000	民衆が主人となる進歩政治の実現、労働者と民衆中心の民主的 社会経済体制の建設						F				I	J	K	
35	統一広場	無	2000. 5	-	6・15 北南共同宣言、ハルチン活動をした愛国者、統一事業をした「工作員」、非転向長期囚、 殺人的転向		B									J	K	
36	保健福祉民衆連帯	無	2001	-	不明											J	K	
37	韓国青年団体協議会	無	2001. 2	-	祖国の自主・民主・統一原則		B									J	K	L
38	健康権実現のための尿 健医療団体連合	有	2001. 6	-	民衆、労働者、反戦反核運動		B			E						J	K	
39	反米女性会	有	2002. 4	700	反米闘争、女性民衆、変革的な 女性運動組織、母体は全国連合		B									J	K	L
40	全国民衆連帯	無	2003. 5	-	反自由主義世界化、反米・反戦、 民衆闘争、広範固な民衆結集、 民衆が主人となる新たな民主主義		B									J	K	
各連帯型運動組織に参加団体となっている団体の数						9	30	14	0	5	25	7	16	13	31	19	17	
各連帯型運動組織における参加団体の比率(%)						22.5	75.0	35.0	0.0	12.5	62.5	17.5	40.0	32.5	77.5	47.5	42.5	